

第2期 和歌山県 教育振興基本計画

「未来を拓くひたむきな
人間力を育む和歌山」

平成26年度
(2014)



平成30年度
(2018)

平成26年3月

和歌山県 和歌山県教育委員会

第2期 和歌山県教育振興基本計画

「未来を拓くひたむきな人間力を育む和歌山」の実現に向けて



目次

和歌山県がめざす教育

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の基本的事項	1
■ 計画策定の趣旨	1
■ 計画の位置付け	2
■ 計画の期間	2
■ 具体的目標（成果指標）の設定	2
2 「第1期計画」の主な成果・課題及び「第2期計画」における重点施策	3
■ 学力の状況	3
■ いじめの状況	3
■ 体力・運動能力の状況	4
■ 防災教育の状況	4
■ 高校生の就職状況	5
■ 世界で活躍できる人材の育成	5
■ 家庭の教育力	6
■ 地域コミュニティの状況	6
■ スポーツの振興	7

第2章 「第1期計画」の成果と本県教育をめぐる現状・課題

1 子どもたちの状況	9
■ 学力等の状況	9
■ 道徳性、規範意識等	14
■ いじめ、不登校等の状況	15
■ 体験活動	18
■ 人間関係やコミュニケーション能力	18
■ 体力・運動能力の状況	19
■ 子どもたちの健康、生活・食習慣等の状況	21
■ 防災教育・安全教育の状況	22
■ 勤労観・職業観、進路の状況	23
■ 郷土への誇りと愛着心	24
■ 特別支援教育の状況	25
■ 幼児期における教育の状況	27
■ 英語力、国際交流等の状況	27
2 学校・教員の状況	28
■ 学校の適正な配置等	28
■ 教員の実践的指導力の向上	28
■ 学校と地域等との連携・協働	29
3 家庭・地域社会の状況	29
■ 家庭の教育力	29
■ 地域コミュニティの状況	30
■ 高等教育機関の充実支援とその活用	30
4 生涯学習の状況	31
■ 一人一人の学びを実現する生涯学習の振興	31

■ 文化芸術の振興、文化遺産の保存・活用	31
■ 県民の元気を生み出すスポーツの振興	32
5 学校・地域における人権教育の状況	32
■ 学校・地域における人権教育の状況	32

第3章 今後の取組と計画の推進

1 今後5年間の施策の展開	35
【基本的方向1】子どもの自立を育む学校教育の推進	36
（1）確かな学力の向上	37
（2）いじめ・不登校等への対応	38
（3）道徳教育の充実	39
（4）健やかな体の育成	40
（5）防災・安全教育の充実、安全・安心な教育環境の整備	41
（6）キャリア教育・職業教育の推進と就職支援の充実	42
（7）ふるさと教育の推進	43
（8）特別支援教育の充実	44
（9）幼児期の教育の充実	45
（10）国際化に対応した教育の推進	46
（11）教員の実践的指導力の向上	47
（12）学校と地域等との連携・協働	47
（13）その他の施策	48
【基本的方向2】地域の活力を育む人づくり	49
（1）家庭・地域の教育力の向上、青少年の健全育成	50
（2）高等教育機関の充実	51
【基本的方向3】生きがいをもち、自己実現をめざせる社会づくり	52
（1）一人一人の学びを実現する生涯学習の振興	53
（2）文化芸術の振興及び文化遺産の保存・活用	55
（3）県民の元気を生み出すスポーツの振興	56
【基本的方向4】誰もが主体的に参画できる社会づくり	57
（1）「地域共育コミュニティ」の形成に向けた社会教育活動の推進	58
（2）男女共同参画の推進	59
【基本的方向5】人権尊重社会の実現	60
（1）学校における人権教育の推進	61
（2）地域における人権教育の推進	62
2 計画の実現に向けて	63
（1）具体的な行動計画の推進	63
「動く！和歌山の教育の創造」	64
（2）紀州っ子 学びの5か条	65
（3）市町村・関係機関・関係団体との連携	66
（4）計画の進行管理	66
（5）計画の周知と県民の意見の把握	66
（6）新たな検討が必要となる事項への対応と計画の見直し	66

和歌山県がめざす教育

和歌山県長期総合計画

◆ 和歌山県がめざす将来像

「未来に羽ばたく

愛着ある郷土

元気な和歌山」

◆ 教育分野における将来像

「未来を拓くひたむきな人間力を育む和歌山」

【目標】

- ① 元気な和歌山の未来を拓く人づくり
- ② 明るく元気な社会づくり

「和歌山県長期総合計画(平成20年度～平成29年度)では、教育分野における将来像として「未来を拓くひたむきな人間力を育む和歌山」と規定されており、本県教育をめぐる動きやこれまでに取り組んできた教育の成果と課題を踏まえながら、今後もこの将来像の実現に向け継続して取り組みます。

教育の根幹は人づくりであり、また、人づくりにはその基盤となる地域づくりが重要であるとの観点から、具体的な目標として、教育分野の将来像のもとに、「①元気な和歌山の未来を拓く人づくり」、「②明るく元気な社会づくり」の2つを掲げています。

また、「和歌山県長期総合計画」に示された教育分野における将来像は、めざす人間像の観点からみると、概ね3つに集約することができます。

めざす人間像

①

郷土を愛し、正義を尊び、優しさと誠実さを備え、志をもって、より良い社会の形成に向けて活躍する人間

②

生涯にわたり自己実現をめざし、社会の形成に主体的に参画する人間

③

自他の人権を尊重し、知・徳・体の調和のとれた人間

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の基本的事項

計画策定の趣旨

計画の位置付け

計画の期間

具体的目標（成果指標）の設定

2 「第1期計画」の主な成果・課題及び「第2期計画」における重点施策

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の基本的事項

■ 計画策定の趣旨

国においては、平成18年12月、約60年ぶりに「教育基本法」が改正されました。「人格の完成」や「個人の尊厳」といったこれまでの普遍的な教育理念に加え、新たに、「幅広い知識と教養」、「公共の精神」、「豊かな情操と道徳心」、「自他の敬愛と協力」、「伝統と文化の尊重」、「我が国と郷土を愛し、他国を尊重する態度」の育成などが教育の目標として規定されています。

また、この「教育基本法」の教育理念を具現化するため、教育の振興に関する施策について、基本的な方針や講じるべき施策等を盛り込んだ基本的な計画を国が定めること、さらに、地方公共団体においても、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じた基本的な計画を定めるよう努めることとされ、平成25年6月には、国の「第2期教育振興基本計画」が閣議決定されました。

和歌山県では、平成20年3月に「未来に羽ばたく愛着ある郷土 元気な和歌山」を「めざす将来像（目標）」とする「和歌山県長期総合計画」（以下、「長期総合計画」という。）を策定し、10年間を通じた施策の基本的方向を明らかにしました。そして、この「長期総合計画」に掲げる教育分野の将来像「未来を拓くひたむきな人間力を育む和歌山」を実現するために必要な教育施策や取組を体系的に整理した教育部門計画として、平成21年3月に、平成25年度を目標年度とする「和歌山県教育振興基本計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定しました。

県では、「第1期計画」（平成21年～25年）に基づき、確かな学力を育む取組や豊かな心と健やかな体の育成をめざした取組をはじめとして、学校や家庭、地域が連携し、子どもたちの豊かな学びを支える様々な取組を進めてまいりました。その結果、次項に示すように、一定の成果が現れてきた分野もありますが、依然として課題も多く残されているのが現状です。

一方で、グローバル化、少子高齢化、家族形態の変容等、確実かつ急速に社会が変化してきており、教育施策は不断の見直しが求められています。

こうした状況を踏まえ、「第1期計画」の成果と課題を検証した上で、改めて本県の教育施策の方向性を示すため、「第2期和歌山県教育振興基本計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定します。

■ 計画の位置付け

本計画は、長期総合計画が示す施策の基本的な方向に沿って策定する教育部門計画として位置付けており、5年先を見据え、本県教育がめざす基本的な方向や、今後推進すべき具体的施策を明らかにするものです。

なお、本計画は、教育基本法第17条第2項に基づいて策定するものです。

【教育基本法】

(教育振興基本計画)

第17条

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

■ 計画の期間

平成26(2014)年度から平成30(2018)年度までの5年間とします。

■ 具体的目標（成果指標）の設定

本県の教育に関する現状と課題をしっかりと把握し、本計画に掲げた目標を確実に実現することは、「教育の質を保証する」という点において大変重要なことであり、実施した施策の成果を客観的に検証し、そこで明らかになった課題等をフィードバックして新たな施策に反映させるという仕組みを構築することが重要となります。このため、めざすべき目標を具体的に「成果指標」として示すこととしました。

なお、客観性の確保のためには数値による指標の設定が望ましいですが、数値化が困難な指標については、めざす目標を「成果目標」として記載することとしました。

2 「第1期計画」の主な成果・課題及び「第2期計画」における重点施策

■ 学力の状況

【成果・課題】（詳細は、P.9～P.13に記載）

- ・ 知識や技能の習得に関する基礎的・基本的な事項は概ね身につけているものの、思考力、判断力、表現力等、知識や技能を活用する力に依然として課題が見られます。
- ・ 「学ぶ楽しさ」や「わかる喜び」を実感できる授業づくりを進めてきた結果、「勉強が好きだ」、「授業の内容がよくわかる」と思う児童生徒の割合が増加傾向にあります。
- ・ 家庭での予習や復習の不十分さなど自立的な学習態度が身に付いていない状況が見られます。

【「第2期計画」における重点施策】（詳細は、P.37に記載）

- ・ 補充学習を実施し、基礎・基本の定着を図るとともに、これらを活用して思考力や判断力、表現力等を養う授業を充実させます。
- ・ 「学ぶ楽しさ」や「わかる喜び」を実感できる授業を実践することで、学習意欲の向上に努めます。
- ・ 家庭における予習や復習など、家庭学習の習慣化を図ります。

■ いじめの状況

【成果・課題】（詳細は、P.15に記載）

- ・ 本県のいじめの認知件数は、平成24年度に、いじめの定義を徹底し、一層子どもの声に耳を傾けたことにより大幅に増加しましたが、迅速かつ適切に対応した結果、95.8%のいじめ問題を解消しています。
- ・ 近年、携帯電話やスマートフォンの普及により、インターネット上の掲示板等に子どもの人権に関わる個人情報や誹謗中傷を書き込むなど、大人が見えにくい「ネット上のいじめ」が増加しています。
- ・ いじめを早期に発見し迅速かつ適切に対応するとともに、子どもたちに人を思いやる豊かな心を育み、いじめを未然に防ぐ取組が強く求められています。

【「第2期計画」における重点施策】（詳細は、P.38・39に記載）

- ・ 児童生徒に定期的にアンケート調査や面談等を行い、いじめを早期に発見するとともに、学校は総力をあげて迅速かつ適切にきめ細かな対応を行います。
- ・ 学校だけでは解決が困難な問題等が発生した場合は、学校、教育委員会、警察、児童相談所、関係機関等と連携し、県が総力をあげて早期解決に向けて対応します。
- ・ インターネットや携帯電話を利用する際のモラルやマナーについての教育を充実します。
- ・ 社会生活を送る上で人間としてもつべき規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやりなどの道徳心を養う教育を充実します。
- ・ 法やルールの意味、それらを遵守することなどの意味を理解させるための教育を充実します。

■ 体力・運動能力の状況

【成果・課題】（詳細は、P.19・20に記載）

- ・ 小・中学生の体力・運動能力は、これまで全国平均を下回っていましたが、小学校5年生の男女とも全国平均を上回るなど向上傾向にあります。しかしながら、中学校2年生では、依然として男女とも全国平均を下回る状況です。
- ・ 運動する子どもとしない子どもの二極化がみられることや、そのことによって体力レベルに差が生じていることに課題があります。さらに、中・高等学校の女子は、学年が進むにつれ運動しなくなっていく傾向にあります。

【「第2期計画」における重点施策】（詳細は、P.40に記載）

- ・ 学校体育の更なる充実と運動機会の拡充を図ります。
- ・ 県オリジナルの「紀州っ子がやきエクササイズ」(小学生用)と「ダンス」(中学生用・高校生用)を活用し、運動好きな子どもを育成します。

■ 防災教育の状況

【成果・課題】（詳細は、P.22に記載）

- ・ 『和歌山県防災教育指導の手引き』による学習方法の普及に取り組んできた結果、平成24年度に実施した、津波による浸水予想地域における公立学校の避難訓練実施率は、ほぼ100%でした。
- ・ 東日本大震災、紀伊半島大水害等を教訓に、「自助」「共助」の重要性が再認識され、地域の実情に応じたより実践的な防災教育を推進し、学校・地域の防災力を強化することが強く求められています。

【「第2期計画」における重点施策】（詳細は、P.41に記載）

- ・ 子どもたち一人一人が自分の命を守る「自助」の力を高める学習を充実するとともに、地域と連携したより実践的な避難訓練を実施します。
- ・ 地域防災を担う青少年の育成、学校・地域の連携を図るために、毎年、すべての県立中学校・高等学校において「高校生防災スクール」を実施します。

■ 高校生の就職状況

【成果・課題】（詳細は、P.23・24に記載）

- ・ 全国では、景気が若干上向き傾向にあり、新規高等学校卒業者の就職率（就職希望者に対する就職者の割合）は上昇しているものの、本県においては企業数が少ないこともあり、求人倍率が低く就職率が下がっている現状にあります。
- ・ 新規高等学校卒業者の、ほぼ4人に1人が1年以内に離職（平成23年3月新規高等学校卒業者の平成24年度における状況）している現状にあります。

【「第2期計画」における重点施策】（詳細は、P.42に記載）

- ・ 生徒に職業や和歌山の企業に興味・関心をもたせるため、職業・企業に関する十分な情報提供を行うなど、企業学習の機会を充実します。
- ・ 仕事内容や職場の様子を自分で確かめて応募先を決める応募前職場見学を実施するなど、就職希望者と企業とのマッチングを図る取組を推進し、早期離職の防止を図ります。
- ・ 生徒の意向を踏まえた求人確保に努めます。

■ 世界で活躍できる人材の育成

【成果・課題】（詳細は、P.27に記載）

- ・ グローバル化が加速する中、日本人としての主体性をもたせるとともに、自国を愛し、他国を尊重する態度を備えた、世界で活躍できる人材の育成が求められています。
- ・ 世界で活躍できる人材を育成するには、国際共通語としての英語力を強化することが不可欠です。現在、小・中・高等学校において、段階的に英語力を付ける取組を行っていますが、実践的な英語コミュニケーション力という点で課題があります。

【「第2期計画」における重点施策】（詳細は、P.43・46に記載）

- ・ 本県の豊かな自然や歴史、文化等を活用した学習を一層充実し、ふるさとへの愛着を高め郷土を誇りに思う心情や態度を育成します。
- ・ 小・中学校では、県オリジナルの「英語版ふるさと教材」を活用するなど、英語の音声や表現に慣れ親しむ機会の充実や、身近な話題について英語でコミュニケーションできる技能の育成に一層取り組みます。
- ・ 高等学校では、英語で自分の意見や考えを、理由をつけて論理的に発信できるコミュニケーション能力の育成に一層取り組みます。

■ 家庭の教育力

【成果・課題】（詳細は、P.29に記載）

- ・ 経済的な問題や生活のストレスなどを背景として、十分な子育てや家庭教育を行うことが困難な家庭が見られるようになってきています。一方、教育に関心が高く、様々な教育資源の活用や情報収集を行うものの、子育ての悩みや不安を抱える家庭も増加しています。
- ・ 核家族化が進み、身近な人から子育てを学ぶ機会が減少したり、地域とのつながりが希薄化したりするなど、家庭教育を支える環境が大きく変化する中、家庭の教育力が低下してきています。
- ・ 県では、親支援プログラムとして、「子育て講座」や「家庭教育交流会」など、家庭の教育力の向上をめざした取組を進めてきた結果、子育て中の親が集える拠点ができ、子育てについて気軽に相談し合える居場所ともなっています。

【「第2期計画」における重点施策】（詳細は、P.50に記載）

- ・ 子育てや家庭教育に関する情報提供及び学習機会の充実を図ります。また、子育てに関する相談体制及び親子や親同士が集える場等の充実を図ります。
- ・ 孤立しがちな保護者等への支援を行うため、地域で支え合う子育て支援体制の確立を図ります。

■ 地域コミュニティの状況

【成果・課題】（詳細は、P.30に記載）

- ・ 社会がますます複雑多様化し、子どもをとりまく環境も大きく変化する中、子どもたちの自然体験や社会体験の不足、善悪の判断や規範意識の低下などの諸課題が指摘されています。
- ・ 県がこれまでも進めてきた、学校・家庭・地域が力を結集し、子どもたちを豊かに育み、人と人とのつながりの再構築をめざした「きのくに共育コミュニティ」の取組を一層推進し、「絆づくりと活力あるコミュニティ」を形成していくことが求められています。

【「第2期計画」における重点施策】（詳細は、P.58に記載）

- ・ 地域の人材、高等教育機関、企業、各種団体など、学校外の社会資源と学校が一体となった取組を積極的に推進し、地域の活力と学校の活力を共に高めていけるような「実践的な学びの拠点づくり」を推進していきます。

■ スポーツの振興

【成果・課題】（詳細は、P.32 に記載）

- ・ 平成 27 年に開催される「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会」並びに「全国高等学校総合体育大会（インターハイ）」を成功させるとともに、大会の開催を機に、県民のスポーツに対する関心をより一層高め、本県のスポーツ振興を図ることが重要です。

【「第2期計画」における重点施策】（詳細は、P.56 に記載）

●「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会」の開催に向けた取組と競技力の向上

- ・ 「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会」に県民が一体となって参加することにより、記憶に残る真心のこもった大会とするとともに、和歌山の魅力を全国に発信します。また、国体の男女総合優勝をめざして、競技力の向上に取り組めます。
- ・ 国体終了後も、将来オリンピックをはじめとする国際舞台で活躍できるトップアスリートの発掘・育成に継続して取り組めます。

●「全国高等学校総合体育大会（インターハイ）」の開催とスポーツの振興

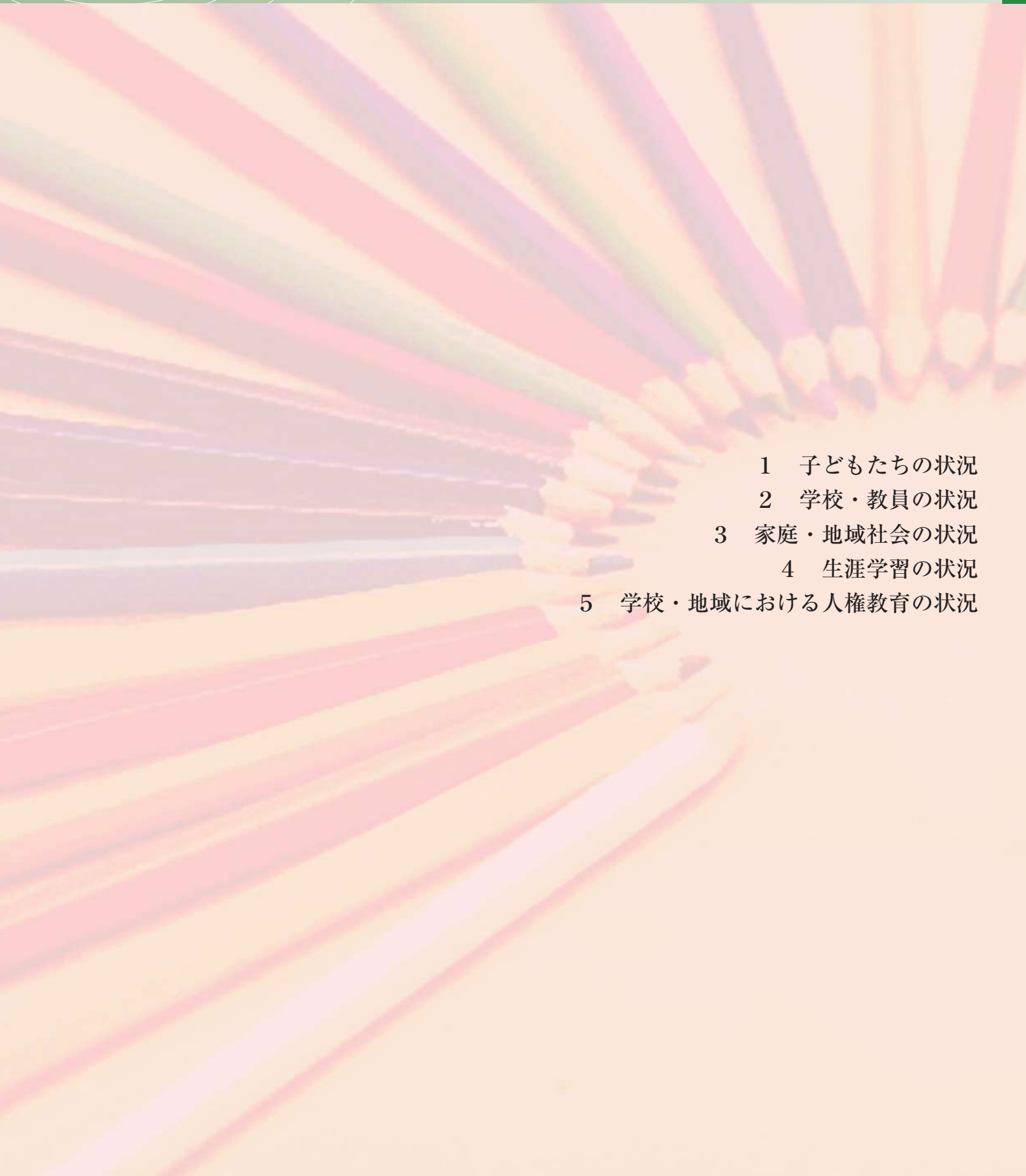
- ・ 「全国高等学校総合体育大会」を、高校生を中心とした県民による積極的な支援活動により心に残る大会とするとともに、和歌山の魅力を全国に発信します。
- ・ インターハイ開催を機に、広く県民のスポーツに対する興味関心を高め、スポーツの振興を図るとともに、スポーツに携わる指導者の指導力と中学生・高校生を主体とした競技力の向上を図ります。
- ・ 本県の高校生が、大会の準備や運営、様々な支援活動に積極的に参加し、高校生スポーツ最高・最大の祭典を「自分たちの手で作り上げた」と実感できる大会をめざします。

●生涯スポーツの振興

- ・ 国体開催を機に整備したスポーツ施設を活用し、スポーツ合宿やスポーツイベントを開催・誘致するなど、県民のスポーツに対する関心をより一層高めるための取組を充実します。
- ・ スポーツを通じた地域交流活動の促進と地域の活性化を図ります。

第2章

「第1期計画」の成果と 本県教育をめぐる現状・課題

- 
- 1 子どもたちの状況
 - 2 学校・教員の状況
 - 3 家庭・地域社会の状況
 - 4 生涯学習の状況
 - 5 学校・地域における人権教育の状況

第2章 「第1期計画」の成果と 本県教育をめぐる現状・課題

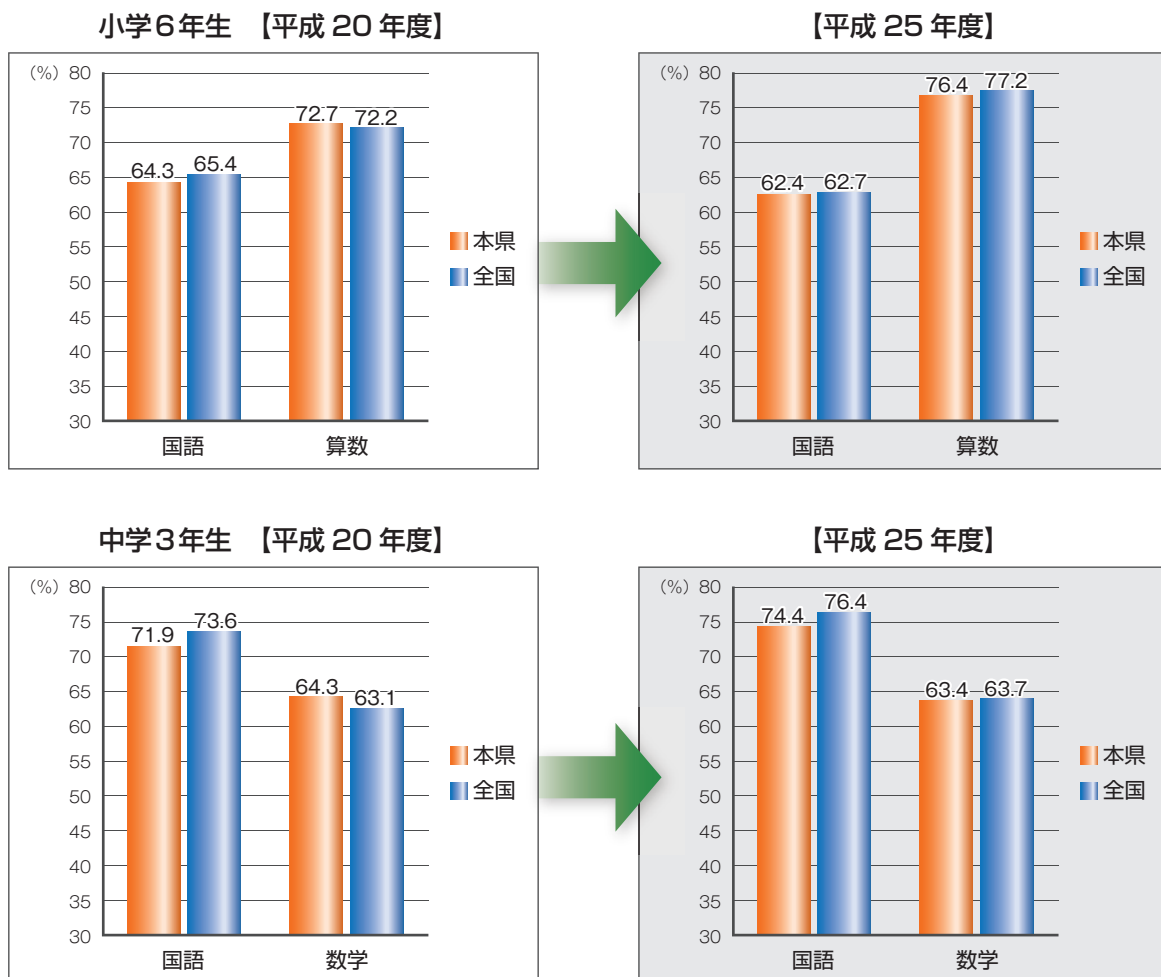
1 子どもたちの状況

■ 学力等の状況

◆ 「全国学力・学習状況調査」^(注)によると、本県児童生徒の知識・技能の習得に関する基礎的・基本的な事項は、概ね身に付いている状況です。しかしながら、思考力、判断力、表現力等、知識や技能を活用する力に依然として課題が見られます。

【本県の小学生・中学生の学力の状況（平均正答率）の推移】

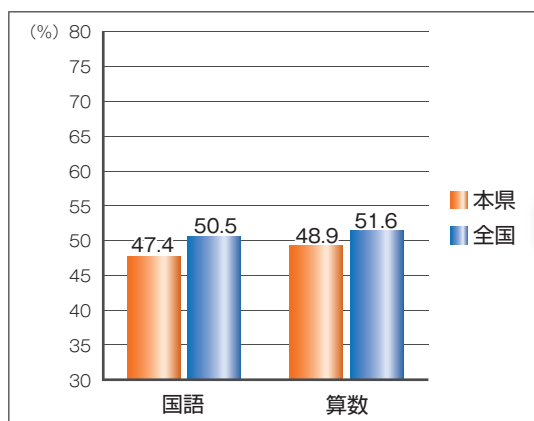
●主として「知識」に関する問題



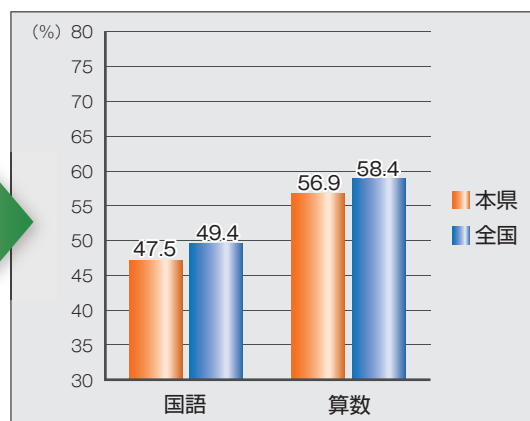
(注) 全国学力・学習状況調査:日本全国の小中学校の最高学年(小学6年生、中学3年生)全員を対象として行われる調査のことで、国語と算数・数学の2教科で実施。それぞれ主として「知識」に関する問題と、主として「活用」に関する問題の2種類に分かれている。この他、児童生徒の生活習慣や学習環境等のアンケート調査も併せて実施している。

●主として「活用」に関する問題

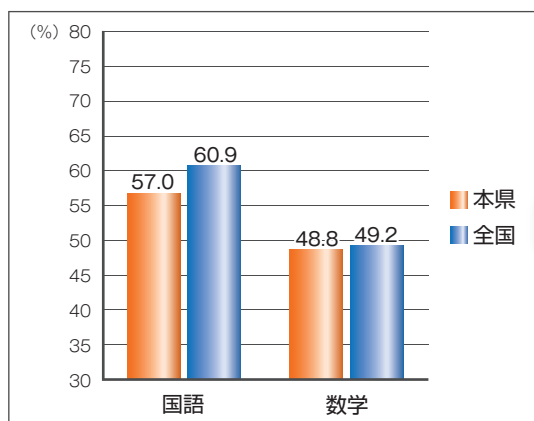
小学6年生 【平成20年度】



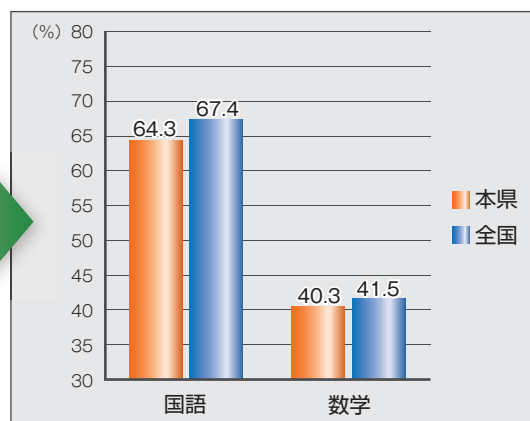
【平成25年度】



中学3年生 【平成20年度】



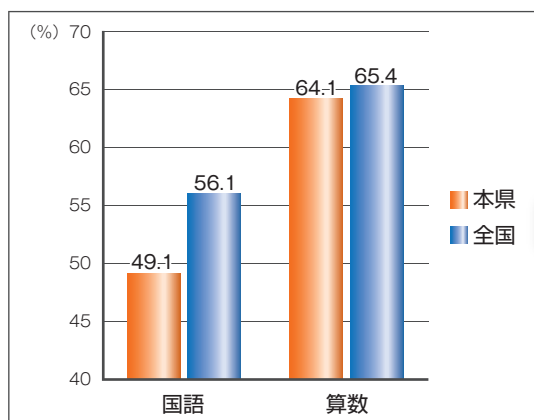
【平成25年度】



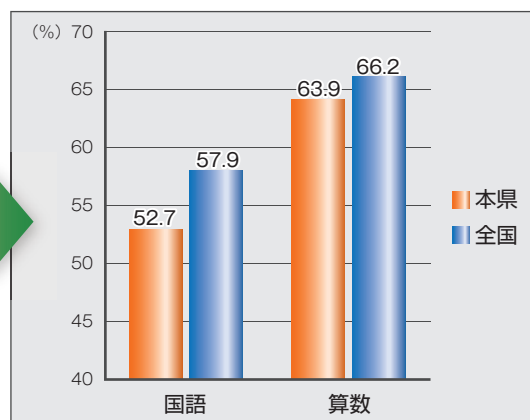
◆ 「学ぶ楽しさ」や「わかる喜び」を実感できる授業づくりを進めてきた結果、「勉強が好きだ」、「授業の内容がよくわかる」と思う児童生徒の割合が増加傾向にあります。

【勉強が「好き」「どちらかといえば、好き」と思う児童生徒の割合の推移】

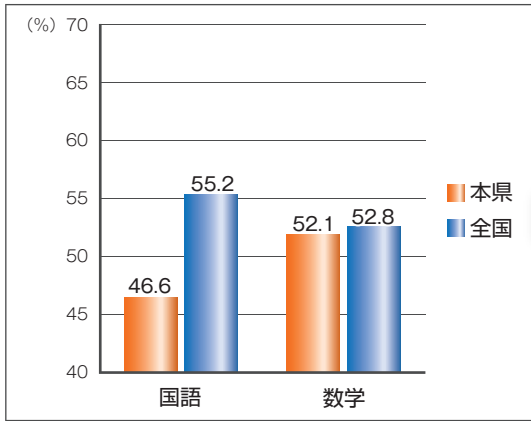
小学6年生 【平成20年度】



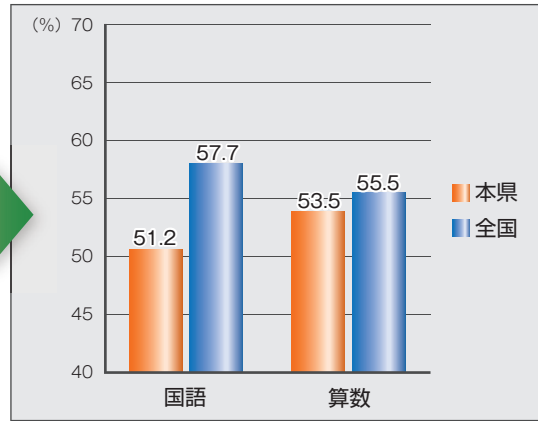
【平成25年度】



中学3年生 【平成20年度】

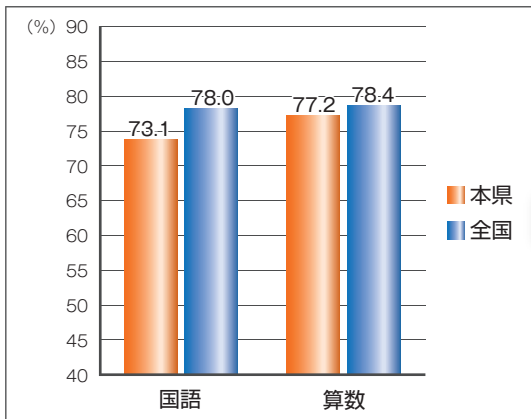


【平成25年度】

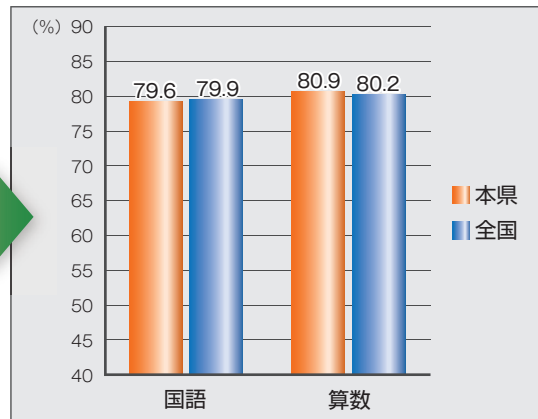


【授業の内容が「よくわかる」「どちらかといえば、よくわかる」と思う児童生徒の割合の推移】

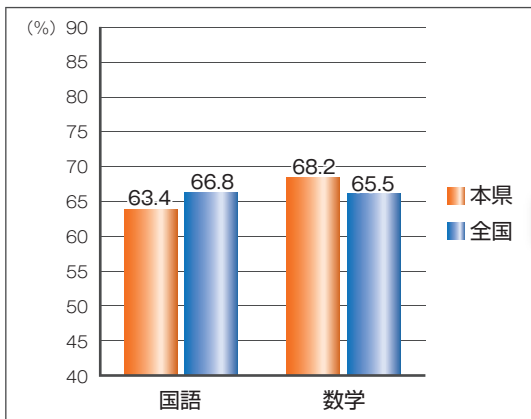
小学6年生 【平成20年度】



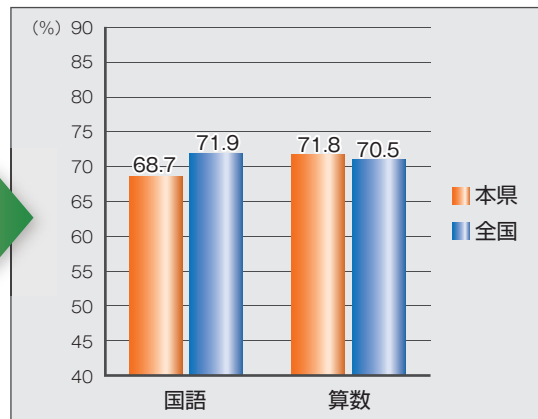
【平成25年度】



中学3年生 【平成20年度】

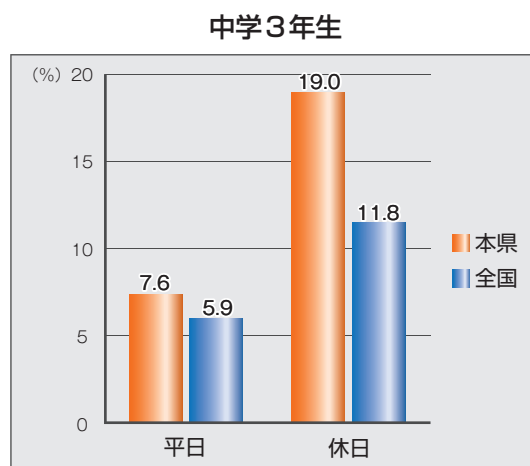
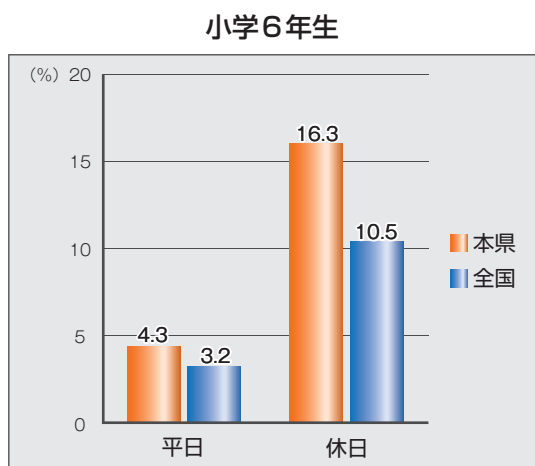


【平成25年度】

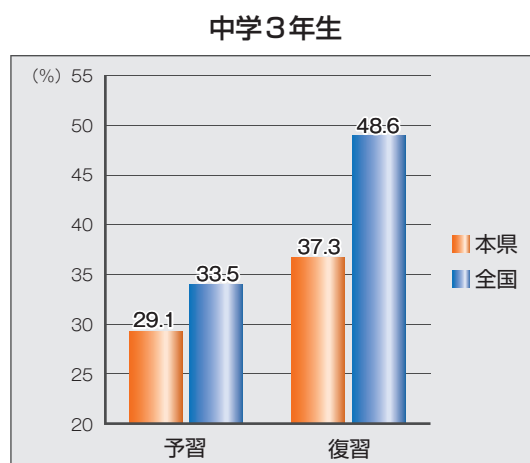
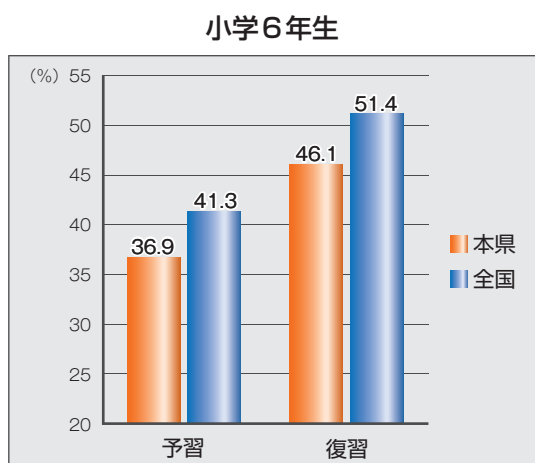


◆ 家庭での予習や復習の不十分さなど自立的な学習態度が身に付いていない状況が見られます。

【授業時間以外に全く勉強しない児童生徒の割合（平成 25 年度）】

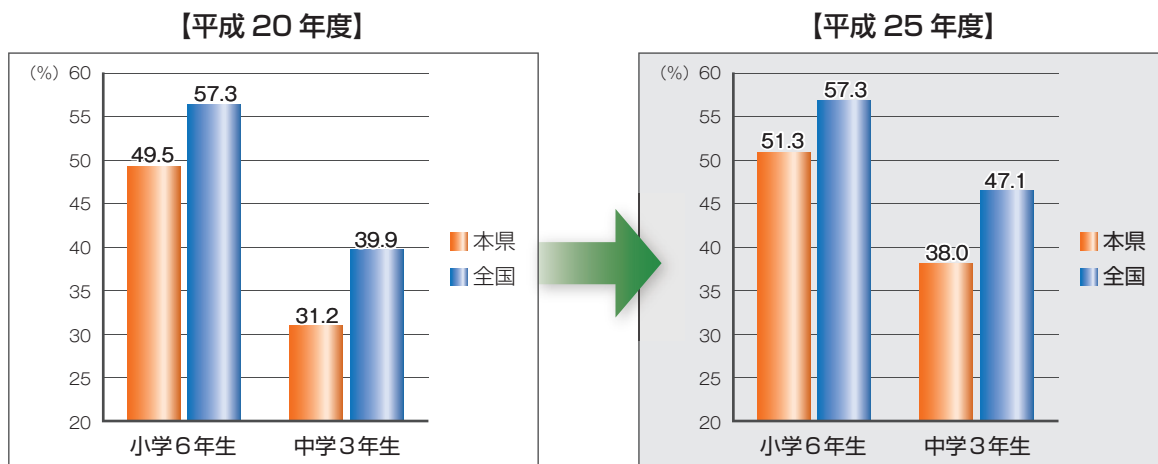


【家で学校の授業の勉強を「している」「どちらかといえば、している」児童生徒の割合（平成 25 年度）】



- ◆ 「ことばの力」の育成を図るための言語活動が各校で取り入れられてきていますが、語彙力やことばを論理的に組み立てる力、コミュニケーション能力等に課題が見られます。

【国語の授業で意見などを発表するとき、うまく伝わるように話の組み立てを「工夫している」「どちらかといえば、工夫している」児童生徒の割合】



データは、いずれも「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)より(公立学校のみ)

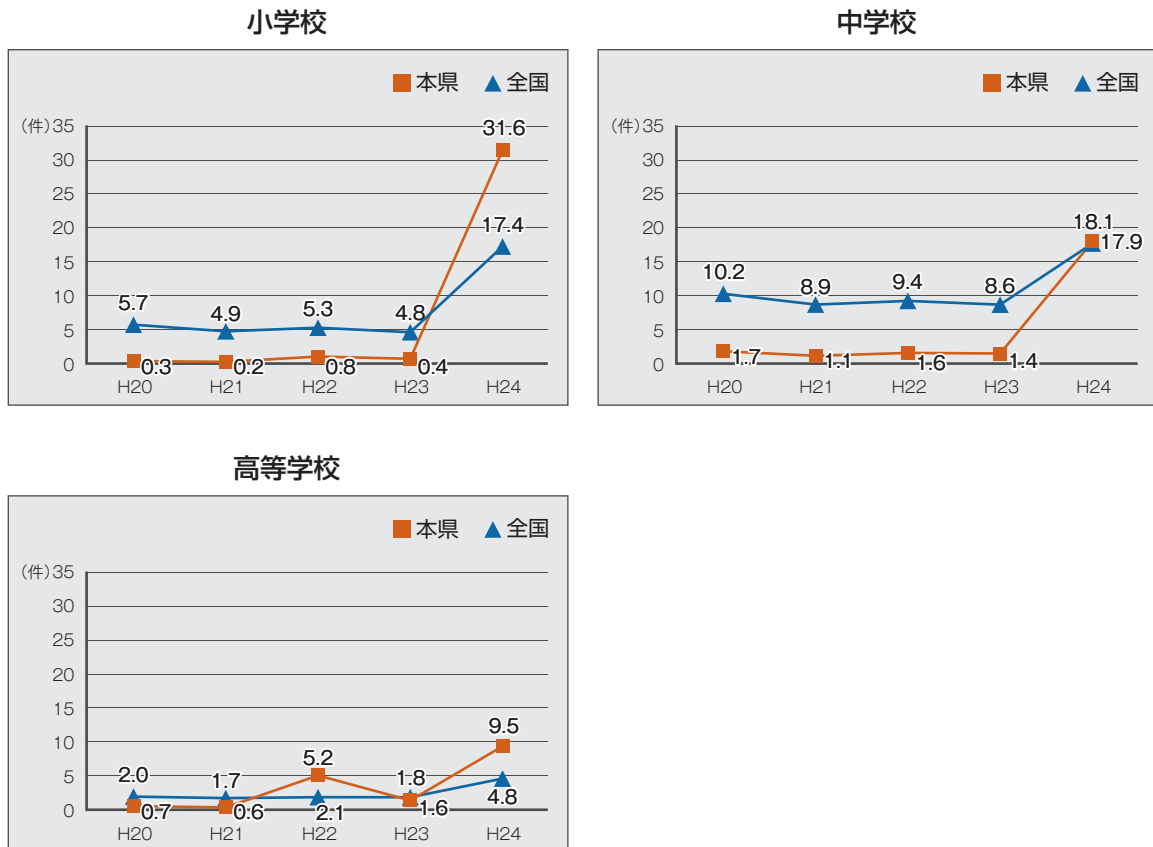
■ 道徳性、規範意識等

- ◆ 情報化やグローバル化が進む一方、核家族化や地域との交流が減少するなど、子どもたちが異年齢の地域の人々と顔を合わせて会話する機会が減少しつつあり、子どもたちの公共心、礼節、思いやりの心など、道徳性が育まれにくい状況にあります。
- ◆ 小・中学校においては、週に1時間の道徳の時間で学習していますが、各教科やすべての教育活動において、道徳性を育む指導や取組がまだ十分とは言えません。また、高等学校においては、すべての教育活動で道徳教育を行うことはもとより、ホームルーム活動の時間等において道徳教材を活用した指導が必要です。
- ◆ 地域の協力を得ながら体験的な活動を通して、社会に適応する力、共に社会をつくる力を育てるとともに、子どもたちの道徳性を育てる教育を充実させていくことが重要です。
- ◆ 子どもたちの自主的な活動、生徒会活動、児童会活動などを通して、子どもたち自身が自らの気づきの中で道徳性を育んでいくことが重要です。
- ◆ 子どもたちの規範意識を高めるため、子どもたちに学校のルールづくりに参画させたり、学級等の係活動に取り組ませたりすることなどが重要です。

■ いじめ、不登校等の状況

- ◆ 本県のいじめの認知件数は、平成 24 年度に、いじめの定義を徹底し、一層子どもの声に耳を傾けたことにより大幅に増加しましたが、迅速かつ適切に対応した結果、95.8% のいじめの問題を解消しています。教職員は、いじめをしっかりと認知し、問題を解決していくことが重要です。また、各学校において、児童生徒に直接アンケート調査や面談等を行い、いじめを早期に発見するとともに、学校や教育委員会が総力をあげて、迅速かつ適切にきめ細かな対応を行うことが重要です。
- ◆ いじめは人間の尊厳や人権に関わる重大な問題であるとともに、どの子どもにも、またどの学校でも起こり得るという認識のもと、いじめの未然防止に取り組むことが重要です。そのため、教職員は確かな人権感覚を身に付け、いじめを許さない学校・学級づくりに努めるとともに、児童生徒自身が自己肯定感や充実感をもち、生き生きと学校生活を送れるような取組を展開する必要があります。
- ◆ 近年、コンピュータや携帯電話、スマートフォンの普及により、インターネット上の掲示板等に子どもの人権に関わる個人情報を掲載したり誹謗中傷を書き込むなど、教職員や大人が見えにくい「ネット上のいじめ」が増加しています。インターネットを利用する際のモラルやマナーについての教育を充実するとともに、情報を適切に発信する能力や相手を尊重する人権意識を養う必要があります。

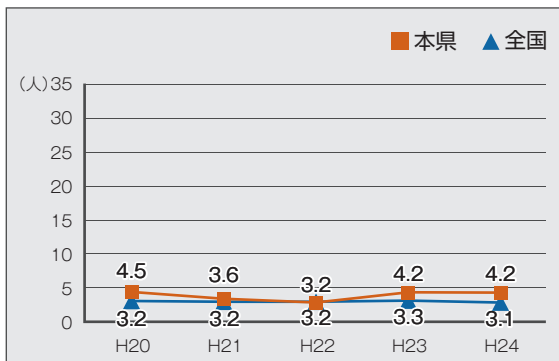
【「いじめ」の認知件数（児童生徒 1000 人当たり）の全国との比較】



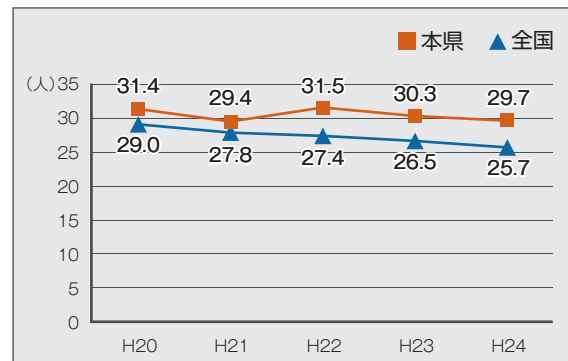
- ◆ 本県の不登校児童生徒数は、全国平均を上回っています。要因として、新しい学校や学級といった環境への不適應や、人間関係を構築する力の低下、基礎学力の不足、基本的な生活習慣が身につけていないことなどが考えられます。各学校においては、不登校の未然防止に向けて、児童生徒が学校生活に目的や目標をもてるよう、魅力ある授業づくりに努めるとともに、参加型体験活動などの学習活動を通して人間関係を作ることや児童会・生徒会の活性化、部活動等の充実を図ることが重要です。

【「不登校児童生徒数」(児童生徒 1000 人当たり)の全国との比較】

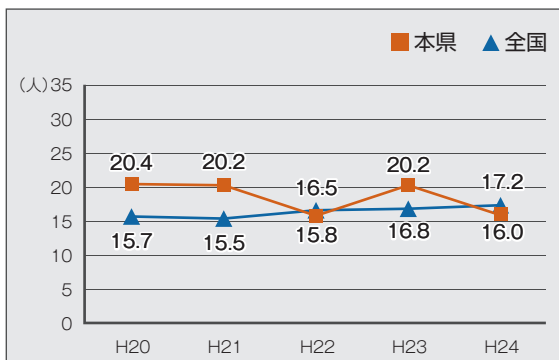
小学校



中学校

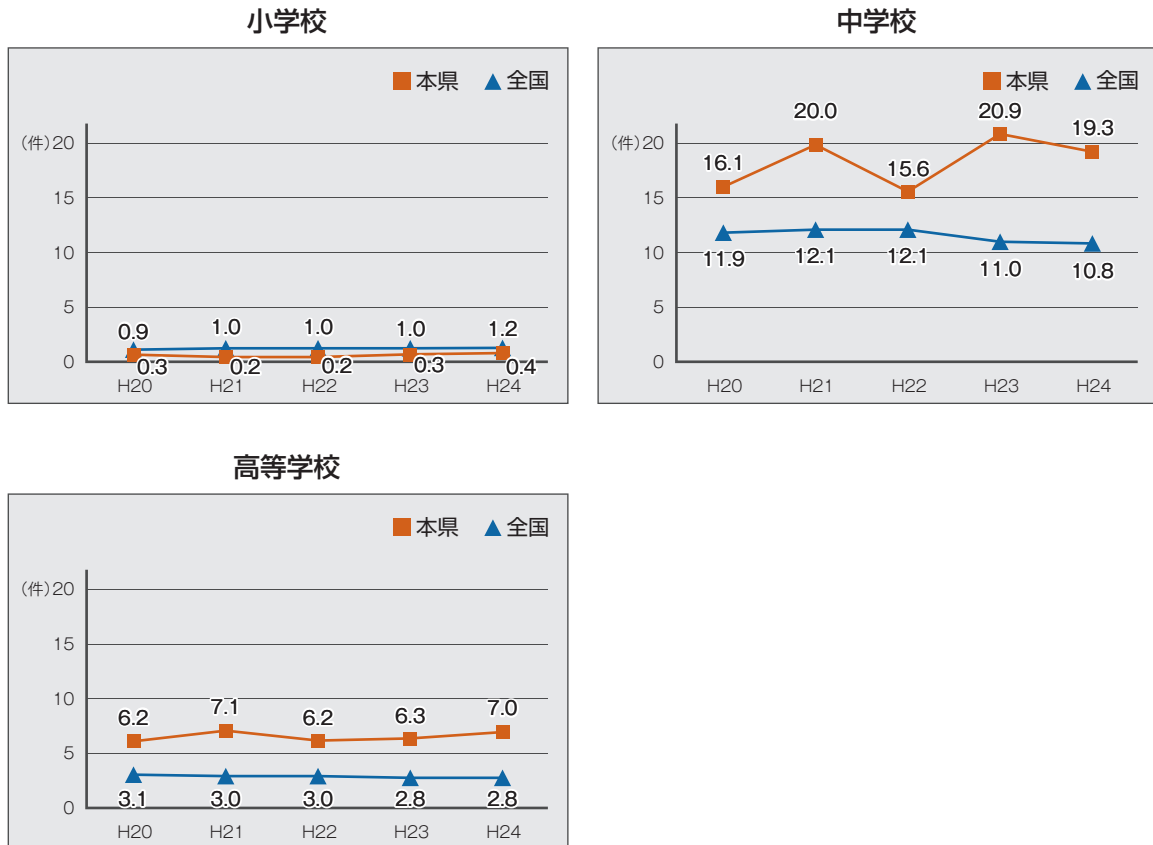


高等学校



- ◆ 暴力行為は、全国の発生件数が減少傾向にあるものの、本県の発生件数は依然として多く、特に、中学校での暴力行為が多い状況にあります。これには様々な要因が考えられますが、自分の感情を言葉で表現することが未成熟なためトラブルとなり、暴力行為に至るケースが多いと考えられます。そこで、感情をコントロールする力や円滑なコミュニケーション能力、人間関係を構築する力などを育成することが重要です。また、学校と警察など関係機関が連携し、未然防止に向けた組織的な取組を進めていくことが重要です。

【「暴力行為」の発生件数（児童生徒 1000 人当たり）の全国との比較】



データは、いずれも「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）より（公立学校のみ）

- ◆ いじめや不登校、暴力行為等は、虐待や家庭における配偶者間等の暴力を子どもが目撃することによるストレス、育児放棄による生育環境の悪化なども背景となっている場合があります。教職員は、児童生徒と正面から向き合い、日頃から子どもが発する小さなサインを見逃さないように努めるとともに、こうした問題が背景にある場合は、家庭、地域、関係機関等と連携・協力して迅速かつ適切にきめ細かな対応を行うことが重要です。

■ 体験活動

- ◆ 他者との関わりや社会、自然・環境の中での体験活動を通して、自分と向き合い、他者に共感することや社会の一員であることを実感し、思いやりの心や規範意識等を育むことが重要です。
- ◆ 自然や文化、芸術に触れたり、困難に挑戦し、他者との信頼関係を築いて共に物事を進めたりする喜びや充実感を体得することで、社会性や豊かな人間性を形成させることが重要です。
- ◆ 体験活動の充実には、家庭や地域の役割が欠かせませんが、現代社会は核家族化、地域における人間関係の希薄化などといった課題を抱えており、それらを背景とする家族や地域の教育力の低下等の状況が見られます。こうした現状を踏まえ、学校教育においても体験活動の機会を確保し、充実させていく必要があります。

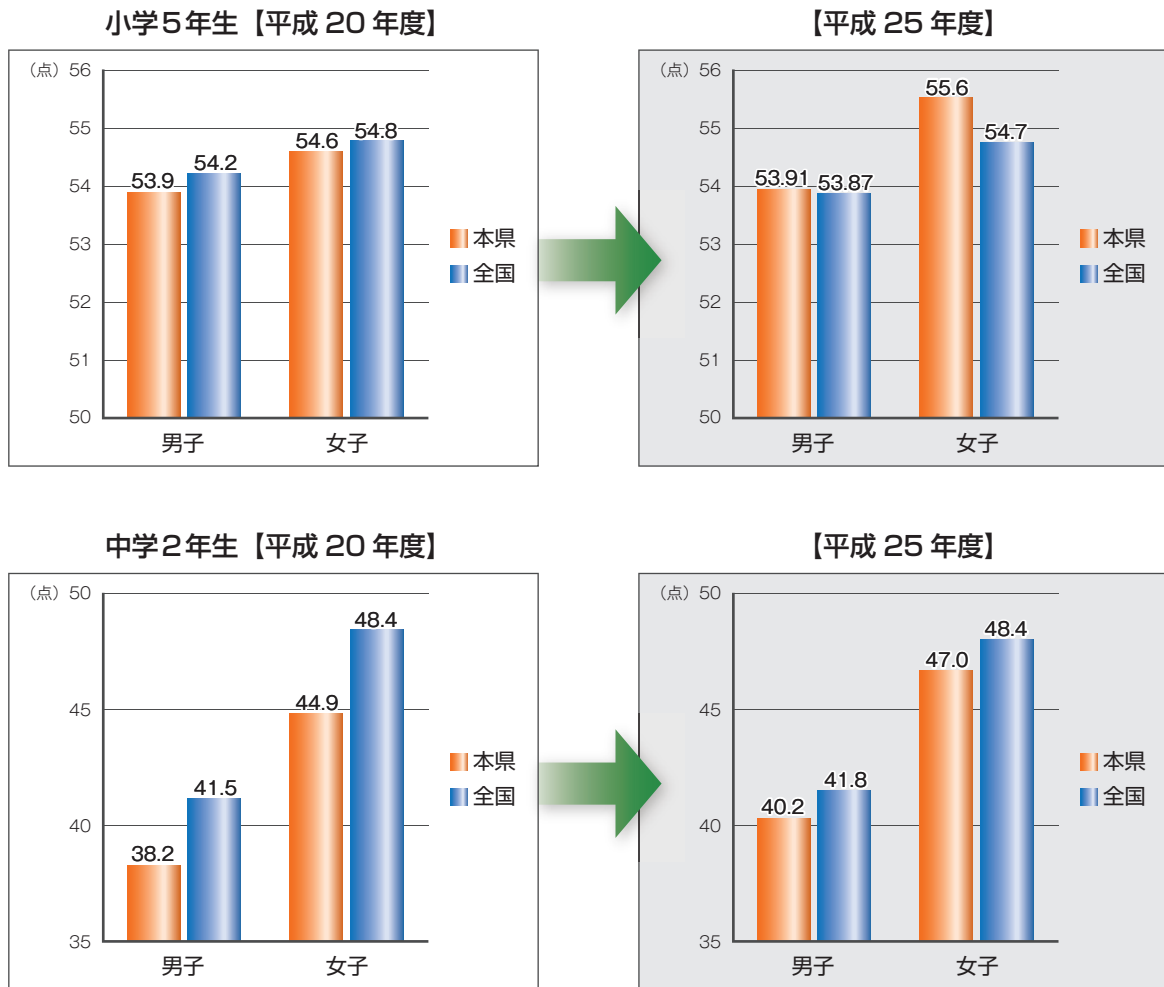
■ 人間関係やコミュニケーション能力

- ◆ 人間関係の希薄さや、子どもたちのコミュニケーション能力の不足が、いじめや不登校、暴力行為等の一因となっています。これらの課題を解消するためには、児童生徒が相互に関わり合う力を高め、望ましい人間関係やよりよい集団生活を形成しようとする態度を育む場を設けることが重要です。
- ◆ 都市化、少子高齢化といった子どもたちを取りまく環境の変化により、家庭や地域社会において社会性を身に付ける機会が減少しています。地域の人々と関わる体験を通して人間関係を築く力を育成し、社会への参画意識を高めるため、地域と連携した具体的な取組を促進する必要があります。
- ◆ 規範意識や社会的責任感、社会への参画意識の低下から、協力してよりよい生活を築こうとする意識や自力で課題を解決しようとする意欲が希薄になっています。児童会・生徒会の活性化を図り、児童生徒の自発的、自治的な活動を充実させることにより、児童生徒がよりよい学校づくりに向けて主体的に参画し、いじめ問題等を解消しようとする態度を醸成することが大切です。

■ 体力・運動能力の状況

- ◆ 小・中学校における本県の児童生徒の体力・運動能力は、これまで男女とも全国平均を下回っていましたが、体力向上に向けての取組により、少しずつ向上傾向が見られるようになってきました。具体的には、平成 25 年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(注1)では、小学校 5 年生は男女とも全国平均を上回っていますが、中学校 2 年生では、依然として男女とも全国平均を下回る状況にあります。

【本県の小学生・中学生の体力の状況(体力合計点(注2))の推移】



データは、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(文部科学省)より(公立学校のみ)

(注1) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査：小中学生の体力の状況を把握・分析するために文部科学省が実施する調査。全国の小学校 5 年生と中学校 2 年生が対象で、「握力」「上体起こし」など 8 種目の実技調査、運動習慣・生活習慣・食習慣などに関する質問紙調査が行われる。

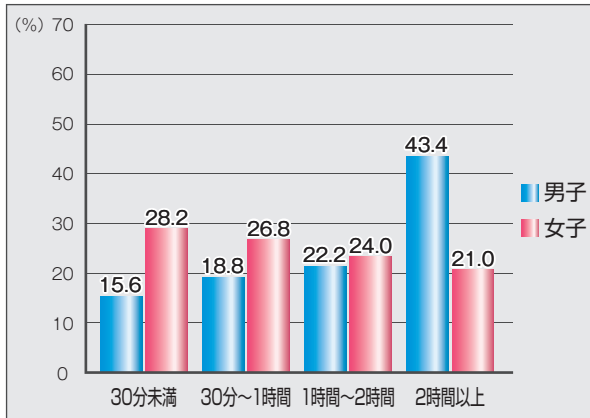
(注2) 体力合計点：小学生は「握力」「上体起こし」「長座体前屈」「反復横とび」「20m シャトルラン」「50m 走」「立ち幅とび」「ソフトボール投げ」の 8 種目、中学生は「握力」「上体起こし」「長座体前屈」「反復横とび」「20m シャトルラン又は持久走(男子 1,500m、女子 1,000m)」「50m 走」「立ち幅とび」「ハンドボール投げ」の 8 種目を実施し、各種目 10 点満点で計 80 点満点

- ◆ 運動する子どもとしない子どもの二極化が見られることや、そのことによって体力レベルに差が生じていることに課題があります。さらに、中・高等学校の女子生徒は、学年が進むにつれ運動しなくなっていく傾向にあるため、運動離れをくいとめる必要があります。

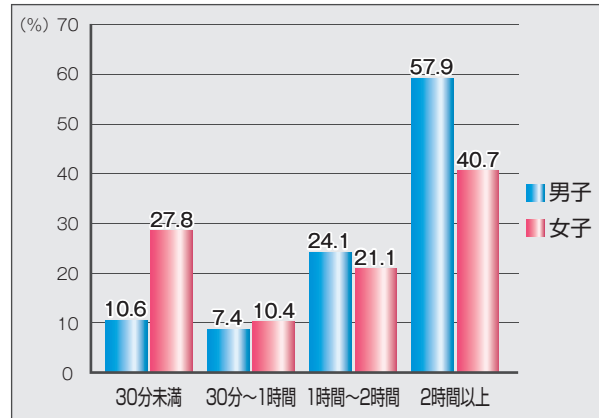
【本県児童生徒の1日の運動・スポーツ実施時間（体育の授業を除く）

（平成25年度）

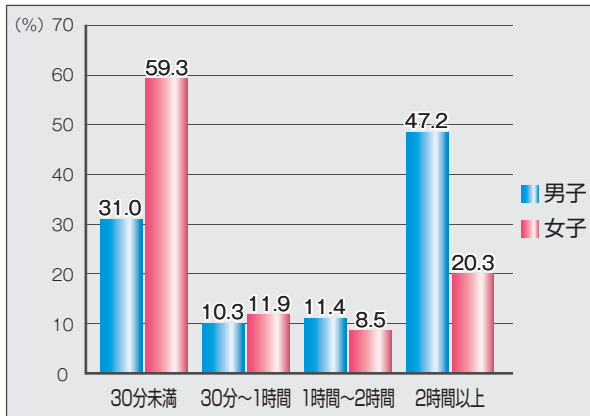
小学5年生



中学2年生



高校2年生

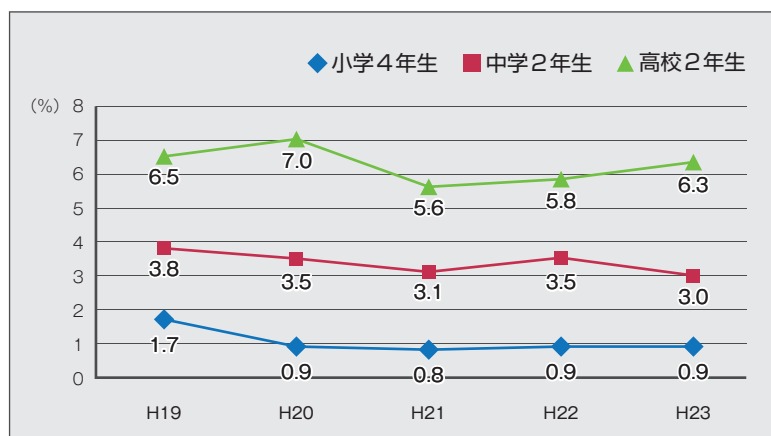


データは、「児童生徒の体力・運動能力調査」（和歌山県教育委員会調べ）
（国・公・私立学校、高等学校は全日制のみ）

■ 子どもたちの健康、生活・食習慣等の状況

- ◆ 中学2年生の約8%の生徒が肥満傾向であり、高校生の約4%の生徒が歯周疾患であるなど、生活習慣に起因する課題が低年齢化してきています。また、感染症やアレルギー疾患、メンタルヘルスなどの現代的健康課題が多様化・深刻化する傾向にあります。
- ◆ 特に、食物アレルギーを有する子どもへの対応について、全教職員が共通理解のもと、学校全体で取り組むことが重要です。
- ◆ 朝食欠食率は、年齢が上がるにつれて高くなっており、低年齢期から規則正しい生活習慣を確立させる必要があります。

【児童生徒の朝食欠食率の推移】



- ◆ 社会環境の変化に伴い、小学生の約1割、中学生の約2割の子どもたちが家族と一緒に食事をとっていない状況が続いています。
- ◆ 子どもたちに望ましい食習慣を身に付けさせるためには、各学校において食に関する指導の全体計画を作成し、給食の時間や各教科等において、計画的・継続的に食に関する指導を行うことが重要です。

データは、「児童生徒の体力・運動能力調査」(和歌山県教育委員会調べ)

■ 防災教育・安全教育の状況

- ◆ 教職員を対象とした防災教育講演会や『和歌山県防災教育指導の手引き』による学習方法の普及に取り組んできましたが^(参考)、引き続き各学校の防災教育を充実させていくことが重要です。

(参考)

【東日本大震災後の防災教育の取組】

H23.5.22 県教育委員会として「釜石の奇跡」などの教訓を生かした防災教育の方針を決定

H23.8.25 全教職員を対象とした防災教育講演会を実施

H23.12 『津波防災教育指導の手引き』を作成

H25.3 『和歌山県防災教育指導の手引き』に改訂

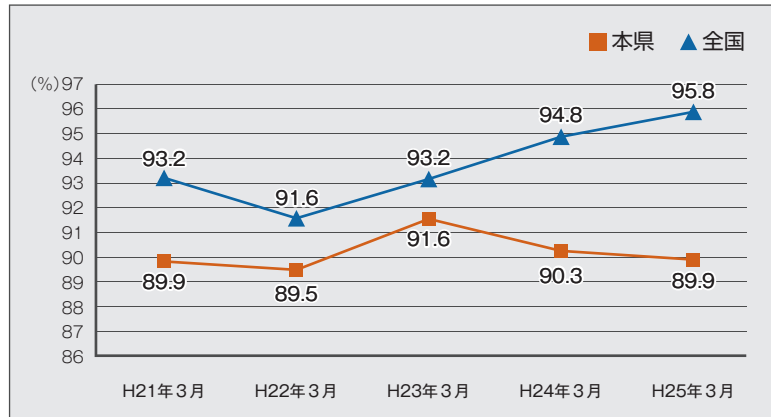
H25.4～ 県が公表した「東海・東南海・南海3連動地震」「南海トラフの巨大地震」の津波浸水想定に基づき、各学校の津波避難マニュアルを点検・改善

- ◆ 平成24年度に実施した、浸水予想地域における公立学校の津波避難訓練実施率は、ほぼ100%でした。
- ◆ 子どもたちが主体的に動こうとする知識・判断力・行動力を身に付けるために、継続した学習や訓練を行う必要があります。
- ◆ 東日本大震災、紀伊半島大水害等を教訓に、地域の実情に応じたより実践的な防災教育を推進し、学校・地域の防災力を強化する必要があります。
- ◆ 学校は、子どもたちが安心して学び、生活する場であるとともに、応急避難場所としての役割も果たすことから、学校等の教育施設の耐震化等、安全・安心な施設環境の整備を図ることが重要です。
- ◆ 子どもたちが交通事故に遭う件数は減少してきているものの、依然として痛ましい事故が後を絶たない現状にあります。また、不審者に関する情報も学校や警察、青少年センターから数多く報告されています。こうしたことから、事故や犯罪から自分の身を守るため、子どもたちに危険予測能力や危機回避能力を身に付けさせることが重要です。

■ 勤労観・職業観、進路の状況

- ◆ 日本社会の様々な領域において急激な構造変化が進行し、産業や経済の変容により、雇用形態や雇用条件が多様化しています。
- ◆ 全国では若干景気が上向き傾向にあり、新規高等学校卒業者の就職率（就職希望者に対する就職者の割合）は上昇しているものの、本県においては企業数が少ないこともあり、求人倍率が低く就職率が下がっている現状にあります。

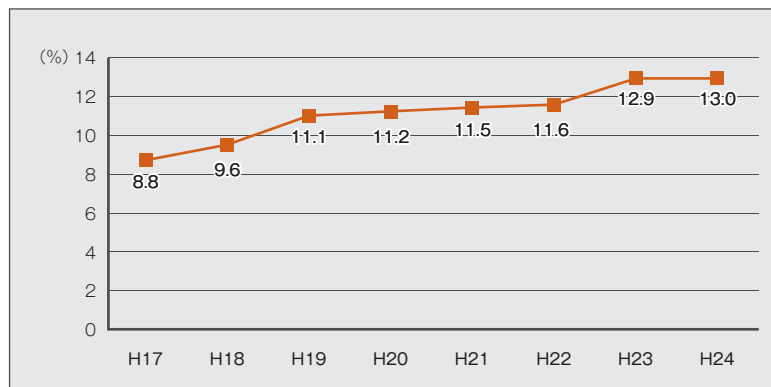
【「就職率」の全国との比較】



データは、「高等学校卒業者の就職状況に関する調査」(文部科学省)より

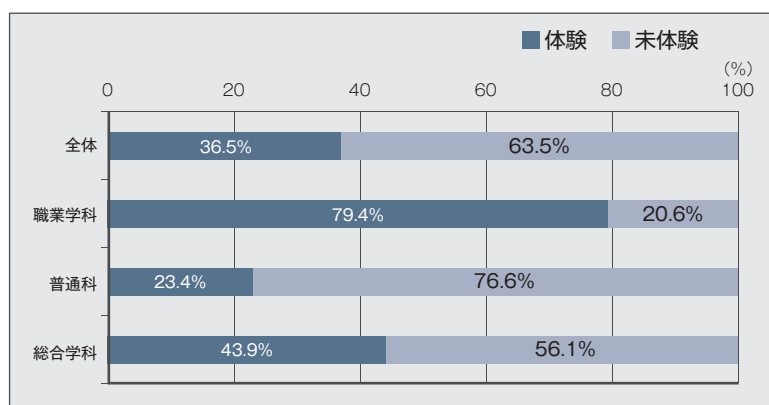
- ◆ 新規高等学校卒業者の、ほぼ4人に1人が1年以内に離職（平成23年3月新規高等学校卒業者の平成24年度における状況）している現状にあります。
- ◆ 日常の教育活動において、自分の将来を見据え、学ぶことの意義を実感させるとともに、変化を恐れず、変化に対応していく力と態度を育てることが益々重要となってきています。
- ◆ 本県の中学校での職場体験学習の実施率は、ほぼ100%ですが、高校生のインターンシップ参加率は増加傾向にあるものの低い値で推移しています。キャリア教育に係る体験学習を充実させる必要があります。

【本県における高校生のインターンシップ参加率】



データは、和歌山県教育委員会調べ（公立学校のみ）

【高校在学中にインターンシップを体験した生徒の割合】



データは、和歌山県教育委員会調べ（公立学校のみ）

- ◆ 小・中学校におけるキャリア教育の全体計画及び年間指導計画の作成率を高めること、また、高等学校では、全体計画等に基づいた体系的・系統的なキャリア教育を充実させることが必要です。
- ◆ 和歌山県地方産業教育審議会において、職業教育、キャリア教育についての審議が行われ、平成 25 年 8 月に答申が出されました。この答申に示された内容に基づき、各学校における勤労観・職業観等を高める教育を充実していく必要があります。

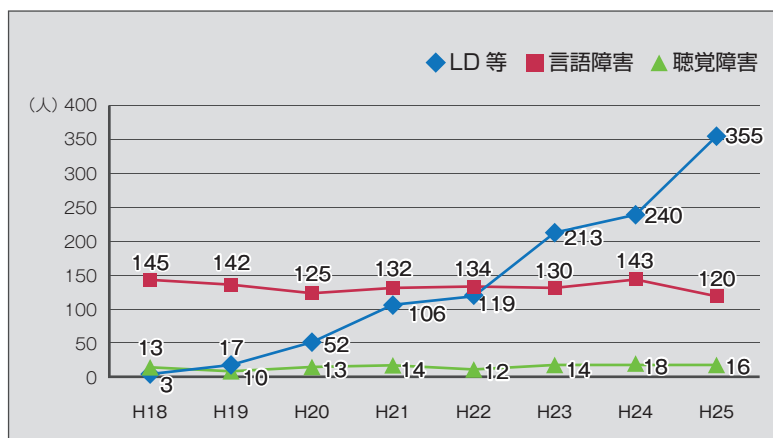
■ 郷土への誇りと愛着心

- ◆ 本県には、全国に誇る豊かな自然や、様々な道を拓いた先人、長く継承されてきた伝統産業等があり、歴史・文化・科学等の各分野における地域に根ざした施設も充実しています。各学校では、こうした状況を踏まえ、地域の教材を活用した学習に取り組み、郷土について学ぶ機会を充実させることが重要です。
- ◆ 具体的には、郷土にある世界遺産、歴史的建造物、先人の偉業、海や山などの豊かな自然等の様々な学習資源や、博物館や美術館、資料館等の各施設を活用した学習活動・体験活動を一層推進する必要があります。
- ◆ 本県の豊かな自然や歴史、文化などを活用した学習活動を行い、地域のすばらしさに気付かせるとともに、ふるさとへの愛着を高め郷土を誇りに思う態度や、地域への帰属意識を育成する必要があります。

■ 特別支援教育の状況

- ◆ 共生社会^(注1)の形成に向けたインクルーシブ教育システム^(注2)の構築をめざすためには、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う特別支援教育のより一層の充実が求められています。また、授業内容がわかり、学習活動に参加している実感や達成感を一人一人の子どもがもち、充実した時間を過ごしつつ生きる力を身に付けるための指導・支援を充実させる必要があります。このため、これまで以上に、特別支援学校のセンター的機能^(注3)の強化を図る必要があります。
- ◆ 近年、特別支援学校や特別支援学級に在籍している幼児児童生徒が増加する傾向にあり、こうした現状にあって、通級による指導を受けている児童生徒も平成5年度の制度開始以降増加を続けています。個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据え、その発達状況に応じた教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供するため、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。また、小・中学校における通常の学級、通級による指導^(注4)、特別支援学級^(注5)、特別支援学校といった、「多様な学びの場」を用意し、それぞれの特性を生かした教育を行いながら相互補完的な役割を果たしていく必要があります。
- ◆ 「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」(文部科学省)では、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合が推定値6.5%という結果が報告されています。この割合を本県にあてはめると、約5,200人の児童生徒が何らかの支援を必要としていると考えられます。現在、通常の学級における特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりやLD等の通級指導教室による児童生徒への指導・支援を行っていますが、通級による指導を受けている児童生徒の割合は約1%(約500人)にとどまっている現状にあります。このため、今後も発達障害等を対象とした通級指導教室を拡充し、児童生徒へのきめ細かな指導・支援に対応できる環境を作っていく必要があります。

【通級指導教室在籍児童生徒数の推移】



(「LD等」の人数は、「学習障害(LD)」^(注6)、「注意欠陥/多動性障害(ADHD)」^(注7)、「自閉症」及び「情緒障害」の人数を合計している。

データは、和歌山県教育委員会調べ

- ◆ 早期から成人に至るまでの一貫した指導・支援を行うためには、幼児児童生徒の指導内容等に関する情報を、必要に応じて関係機関が共有することが必要です。そのため、学校では「個別の教育支援計画及び個別の指導計画」(注8)を作成し、活用することが求められています。
- ◆ 生徒の社会的自立を推進するため、職業教育の充実を図るとともに、企業関係者への理解啓発を図る必要があります。

- (注1) 共生社会：必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のこと。
- (注2) インクルーシブ教育システム：障害の有無によって分け隔てない共生社会の実現に向け、障害者の個々の特性を踏まえた十分な教育が受けられるような合理的配慮及び必要な支援が提供されることにより、障害者と障害のない人が共に学ぶことを追求するシステム。
- (注3) 特別支援学校のセンター的機能：障害のある幼児児童生徒に対する教育の充実のために、特別支援学校がこれまで蓄積してきた障害のある幼児児童生徒への指導に関する知識や技能を活かし、地域の小中高等学校等を支援する機能のこと。
- (注4) 通級による指導：小・中学校の通常の学級に在籍し、比較的軽度の言語障害、情緒障害、弱視、難聴などのある児童生徒を対象として、主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態のこと。
- (注5) 特別支援学級：障害のある児童生徒のために、小学校、中学校及び中等教育諸学校の前期課程に設置される少人数の学級のこと。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴等の学級がある。
- (注6) 学習障害 (LD)：基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。その原因としては、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。
- (注7) 注意欠陥／多動性障害 (ADHD)：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。一般に7歳以前に現れ、その状態が継続するもので、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。
- (注8) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画：「個別の教育支援計画」とは、教育だけではなく、医療、福祉、労働等の関係機関が連携して一貫した支援を行うために作成する計画のこと。「個別の指導計画」とは、学校の教育課程において、一人一人の指導目標や指導内容、手立て等を具体的に表した指導計画のこと。

■ 幼児期における教育の状況

- ◆ 平成 25 年度の就学前の子ども（3 歳～ 5 歳）の幼稚園・保育所に在籍する割合は、幼稚園が 37%、保育所が 63%であり（共に公立・私立を含む。）、幼稚園の園児数は年々減少傾向にあります。このような状況を踏まえ、「和歌山県就学前教育・保育振興アクションプログラム」に基づき、幼稚園・保育所の種別や公立・私立を超えて、すべての子どもに質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供する必要があります。
- ◆ 幼児期の教育が小学校以降の生活や学習を支える基盤となることを踏まえ、幼稚園、保育所、認定こども園の教育・保育内容の充実を図るとともに、就学に向けて小学校との積極的な連携体制を構築し、子ども同士の交流や職員同士の交流、情報交換等、具体的な活動を通じた相互理解を図る必要があります。
- ◆ 特別な支援を必要とする子ども一人一人が、早期から適切な支援のもとに安心して就学前教育・保育及び就学指導を受けられるように、市町村と十分連携を図りながら相談・支援体制を充実させる必要があります。

■ 英語力、国際交流等の状況

- ◆ グローバル化が加速する中、日本人としての主体性をもたせるとともに、和歌山県の文化・歴史を大切にするなど、自国を愛し、他国を尊重する態度を備えた、世界の人々とコミュニケーションできる人材を育成することが重要です。
- ◆ 世界で活躍できる人材を育成するには、国際共通語としての英語の「聞く」・「話す」・「読む」・「書く」の4つの技能を総合的に強化することが不可欠です。現在、小学校では英語の音声や表現に慣れ親しむ力、中学校では自分のことや身近なことについて英語で話し合うことのできる英語力、高等学校では英語で論理的に意見を述べ合うことのできる英語力を伸ばす取組を進めています。しかし、子どもたちの実践的なコミュニケーション力という点では、まだまだ課題があります。
- ◆ 国際理解など異文化を理解しようとする関心・意欲・態度など、広い視野に立って世界の情勢から日本の現状を分析し、物事を判断できる資質や能力を育てることが重要です。そのためには、異なる文化をもつ外国の人々と交流を深めるなど、体験的な活動を充実させる必要があります。しかし、国際交流の体験的な活動を通して、異なる文化をもつ人々と交流したり、留学や在外経験を積んだりしようとする子どもの比率は、減少傾向にあります。

2 学校・教員の状況

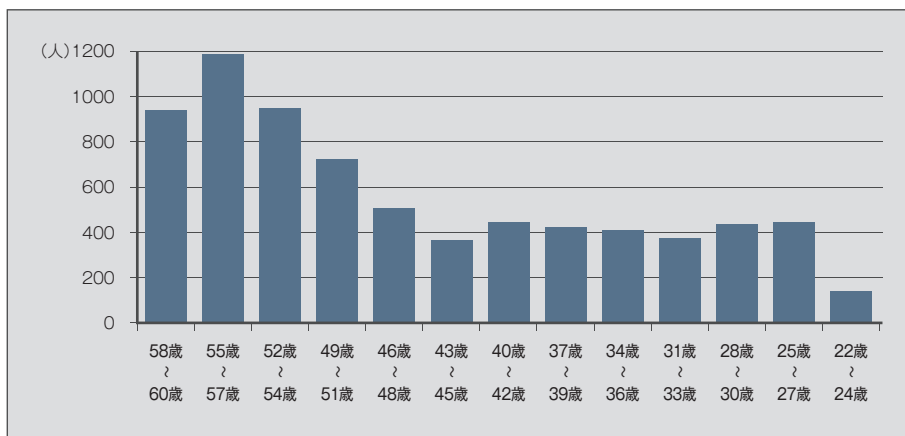
■ 学校の適正な配置等

- ◆ 平成 25 年度の県内小学校の児童数は約 50,700 人で、5 年前に比べ約 7,600 人減少しています。また、中学校の生徒数は約 29,200 人で、5 年前に比べ約 1,600 人減少するなど、少子化が急激に進んでいます。
- ◆ 県では、学校の適正規模化に取り組んでいる市町村に対して、統合後の魅力ある教育活動や円滑な学校運営の実現のための支援を行ってきました。今後とも、各市町村教育委員会にあっては、地域の特性や実情、小規模学校の教育上の利点等、様々な観点を踏まえ、学校の適正な配置についての適切な判断が望まれるところですが、県にあっては、必要に応じてその支援を行っていく必要があります。
- ◆ また、高等学校においても、生徒数の減少が進む中、地域のニーズ、各校が培ってきた伝統や教育力、設置学科の特徴等を踏まえながら、魅力と特色のある学校づくりを進めていく必要があります。

■ 教員の実践的指導力の向上

- ◆ 本県では、ベテラン教員の大量退職と多くの教員を新規に採用する状況が続くため、少数の中堅教員と多くの若手教員という年齢構成になってきています。

【本県教員の年齢別人数】



- ◆ スクールリーダーや若手教員の育成は、本県にとって重要かつ喫緊の課題であり、学校の教育力を向上させるためにも、校内研修等を充実させるなど、教員の実践的指導力の向上を図る必要があります。

データは、和歌山県教育委員会調べ
(公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教員数の合計)

■ 学校と地域等との連携・協働

- ◆ 学校と家庭、地域がそれぞれの思いや願いを共に話し合い、子どもたちを取り巻く課題を解決するための取組が広がってきています。これらの内容を充実させ、継続することや、地域の中で人と人とのつながりを広げることが必要です。

3 家庭・地域社会の状況

■ 家庭の教育力

- ◆ 経済的な問題や生活のストレスなどを背景として、十分な子育てや家庭教育を行うことが困難な家庭が見られるようになってきています。一方、教育に関心が高く、様々な教育資源の活用や情報収集を行うものの、子育ての悩みや不安を抱える家庭も増加しています。このような、家庭の実態に即した個別の家庭教育支援を行うことが必要であり、特に、家庭教育を行うことが困難な家庭に対してどのような支援ができるのかということが、重要な社会課題になってきています。
- ◆ 核家族化が進み、身近な人から子育てを学ぶ機会が減少したり、地域とのつながりが希薄化したりするなど、家庭教育を支える環境が大きく変化する中、家庭の教育力が低下しています。県では、親支援プログラムとして、「子育て講座」や「家庭教育交流会」など、家庭の教育力の向上をめざした取組を進めてきており、この結果、子育て中の親が集える拠点ができ、子育てについて気軽に相談し合える居場所ともなっています。
- ◆ 各市町村教育委員会や子育て支援センターと連携しながら、子育てに十分な時間がとれない保護者や、子育てに不安や悩みをもち孤立しがちな保護者への支援を充実させることが必要です。
- ◆ 保護者懇談会やPTA会合に出席する家庭が少なくなってきました。学校やPTAでは、夏祭りをするなど、保護者が子どもとの交流を図る努力をしていますが、今後とも、保護者と学校の関係性を築くための取組を積極的に行っていく必要があります。

■ 地域コミュニティの状況

- ◆ 社会がますます複雑多様化し、子どもをとりまく環境も大きく変化する中、子どもたちの自然体験や社会体験の不足、善悪の判断や規範意識の低下などの諸課題が指摘されています。このような課題を解決するため、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」に向け、学校・家庭・地域が力を結集し、子どもたちを豊かに育み、人と人とのつながりを再構築することをめざした「きのくに共育コミュニティ」の取組を継続して推進していく必要があります。
- ◆ 地域社会の抱える課題が多様さと複雑さを増す中、これらの課題に対して統一的、画一的な基準にその解決策を求めるのではなく、それぞれの地域コミュニティにおいて解決を図ることが一層重要となってきています。また、社会教育施設等を活用し、あらゆる年代の子どもや大人が集える居場所づくりのための環境整備が必要です。

■ 高等教育機関の充実支援とその活用

- ◆ 地域社会を支える個性豊かで創造的な人材の育成と、地域の課題に応じた学術研究を促進するため、高等教育機関と教育委員会との連携を強化し、研究活動の充実を図ることが重要です。
- ◆ 教育に関する様々なデータや研究成果を蓄積し、活用するため、高等教育機関と教育委員会の組織的連携・協力体制の強化を図り、高等教育機関の先端的な研究成果を教育の改善に生かす取組を推進することが重要です。

4 生涯学習の状況

■ 一人一人の学びを実現する生涯学習の振興

- ◆ 情報化、グローバル化、少子高齢化など、社会が急激に変化し、人々の生涯にわたる学習の必要性が高まる中、県民一人一人の多様な学習ニーズやライフスタイルに応じた学習環境の整備を図る必要があります。
- ◆ 県民一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、個々の直面する変化の課題や社会の多様な課題に対応した質の高い学習機会等を提供するとともに、学習成果が広く社会で活用されるようにする必要があります。
- ◆ 近年、「新しい公共」^(注)の理念が広がりを見せ、東日本大震災や紀伊半島大水害以後、地域の絆の再構築が強く求められる中で、これらの基盤となる人づくりがより重要な要素となってきました。
- ◆ 社会教育行政が、学校や家庭、NPOや福祉等の行政部局、大学等、地域の多様な団体とも積極的に連携・協働するための環境整備を図るとともに、学習活動を地域のコミュニティづくりに活かしていくことが重要です。
- ◆ 現代的課題や各地域が抱える様々な課題に対して、その解決に向き合うことのできる学習環境を整備していくことが必要です。そのためには、公民館等の社会教育施設が、「学びの場」を核として、地域コミュニティの形成を進めていくことが重要です。
- ◆ 地域で活動する多様な人材をつなげていく社会教育主事等の専門人材の資質向上や、地域の学びを支える人材の育成・活用に取り組む必要があります。
- ◆ 公民館は、学級・講座を実施することで地域住民の学習ニーズに応え、地域住民間の絆を築き社会教育の中核を担うとともに、地域住民が積極的に参画して子どもたちの学びを支援し、社会全体で子どもたちを育む拠点となることが重要です。
- ◆ 県立文化施設においては、県民が文化、芸術、歴史、自然にふれ親しみ、学ぶ機会を提供するために、さらに魅力あるテーマや内容の企画選定に努めるとともに、これまで以上に気軽に来館してもらえよう事業の工夫、検討を行う必要があります。

(注)「新しい公共」：行政だけが公共の役割を担うのではなく、地域の様々な主体（市民・企業等）が公共の担い手の当事者としての自覚と責任をもって活動することで「支え合いと活気がある社会」をつくるという考え方のこと。

■ 文化芸術の振興、文化遺産の保存・活用

- ◆ 文化芸術活動の環境整備の推進、県民の文化芸術活動への参加機会の創出、青少年のための文化芸術教育の推進、国際的な文化芸術情報の発信などに継続的に取り組む必要があります。
- ◆ 文化遺産に対する愛着と誇りを高め、地域の貴重な財産として保存するとともに、地域活性化に向けて適切な利活用を図りつつ、後世に引き継いでいくことが重要です。

■ 県民の元気を生み出すスポーツの振興

- ◆ 県民総参加により「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会」を成功させ、国体終了後も引き続きトップアスリートの発掘・育成に取り組むとともに、県民のスポーツに対する関心をより一層高め、本県のスポーツ振興を図っていくことが重要です。
- ◆ 国体で整備したスポーツ施設を活用し、スポーツ合宿やスポーツイベントを開催・誘致するなど、スポーツによる地域おこしを各地で推進していく必要があります。
- ◆ 県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことができる環境を整備し、スポーツを通じた地域コミュニティを形成していく必要があります。

5 学校・地域における人権教育の状況

■ 学校・地域における人権教育の状況

- ◆ 児童生徒に関して、いじめや暴力など人権に関わる問題が発生している状況があります。また、児童生徒が虐待などの人権侵害を受ける事態も深刻化しています。
- ◆ 教職員は、社会に存在する人権問題の現状と課題について理解を深めるとともに、児童生徒の心の痛みに気付き、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身に付けることが重要です。また、児童生徒理解を深め、理解に基づく適切な支援を実施できるよう、高度な技能等を身に付けることも期待されています。
- ◆ 学校は、人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、児童生徒の実態を十分把握し、一人一人を大切にされた教育を推進していくことが重要です。また、児童生徒が人権尊重の精神を生活の中で生かせるよう、教職員の共通理解のもと、発達の段階に応じ教育活動全体を通じた計画的指導を行い、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせるとともに、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する必要があります。
- ◆ 依然として、女性や子ども、高齢者、障害のある人等に対する人権侵害や同和問題など、様々な人権問題が発生しています。また、近年は、家庭における暴力や虐待、インターネット上での人権侵害など、対応の強化が求められる問題に加え、職場などにおける力関係を不当に利用して、人格や尊厳を傷つけることや、労働などの環境を悪化させることによる人権侵害（ハラスメント）など、新たな問題も発生しています。
- ◆ 一人一人が自分らしく生きることができる住みよい社会の実現をめざし、地域社会における人権についての学習活動の振興と充実のため、人権に関する多様な学習機会の整備を図る必要があります。
- ◆ 家庭において、人権尊重の意識を高める教育が行われるよう、人権に関する学習機会や情報の提供を行うなど、家庭教育の支援が求められています。
- ◆ 自ら人権意識の高揚を図り、学習者の疑問や意見を受け止め、それを学習活動に生かしていくことができる指導者の養成が必要です。また、指導者の資質の向上のため、研修機会の整備と内容の充実を図る必要があります。

第3章 今後の取組と計画の推進

1 今後5年間の施策の展開

【基本的方向1】子どもの自立を育む学校教育の推進

- (1) 確かな学力の向上
- (2) いじめ・不登校等への対応
- (3) 道徳教育の充実
- (4) 健やかな体の育成
- (5) 防災・安全教育の充実、安全・安心な教育環境の実現
- (6) キャリア教育・職業教育の推進と就職支援の充実
- (7) ふるさと教育の推進
- (8) 特別支援教育の充実
- (9) 幼児期の教育の充実
- (10) 国際化に対応した教育の推進
- (11) 教員の実践的指導力の向上
- (12) 学校と地域等との連携・協働
- (13) その他の施策

【基本的方向2】地域の活力を育む人づくり

- (1) 家庭・地域の教育力の向上、青少年の健全育成
- (2) 高等教育機関の充実

【基本的方向3】生きがいをもち、自己実現をめざせる社会づくり

- (1) 一人一人の学びを実現する生涯学習の振興
- (2) 文化芸術の振興及び文化遺産の保存・活用
- (3) 県民の元気を生み出すスポーツの振興

【基本的方向4】誰もが主体的に参画できる社会づくり

- (1) 「地域共育コミュニティ」の形成に向けた社会教育活動の推進
- (2) 男女共同参画の推進

【基本的方向5】人権尊重社会の実現

- (1) 学校における人権教育の推進
- (2) 地域における人権教育の推進

2 計画の実現に向けて

- (1) 具体的な行動計画の推進
「動く！和歌山の教育の創造」
- (2) 紀州っ子 学びの5か条
- (3) 市町村・関係機関・関係団体との連携
- (4) 計画の進行管理
- (5) 計画の周知と県民の意見の把握
- (6) 新たな検討が必要となる事項への対応と計画の見直し

第3章 今後の取組と計画の推進

1 今後5年間の施策の展開

■ 基本的方向と施策

前章に示した課題に対応し、本県がめざす教育を実現するために、今後5年間、以下の施策を中心に取り組みます。

基本的方向1 子どもの自立を育む学校教育の推進

- (1) 確かな学力の向上
- (2) いじめ・不登校等への対応
- (3) 道徳教育の充実
- (4) 健やかな体の育成
- (5) 防災・安全教育の充実、安全・安心な教育環境の実現
- (6) キャリア教育・職業教育の推進と就職支援の充実
- (7) ふるさと教育の推進
- (8) 特別支援教育の充実
- (9) 幼児期の教育の充実
- (10) 国際化に対応した教育の推進
- (11) 教員の実践的指導力の向上
- (12) 学校と地域等との連携・協働
- (13) その他の施策

基本的方向2 地域の活力を育む人づくり

- (1) 家庭・地域の教育力の向上、青少年の健全育成
- (2) 高等教育機関の充実

基本的方向3 生きがいをもち、自己実現をめざせる社会づくり

- (1) 一人一人の学びを実現する生涯学習の振興
- (2) 文化芸術の振興及び文化遺産の保存・活用
- (3) 県民の元気を生み出すスポーツの振興

基本的方向4 誰もが主体的に参画できる社会づくり

- (1) 「地域共育コミュニティ」の形成に向けた社会教育活動の推進
- (2) 男女共同参画の推進

基本的方向5 人権尊重社会の実現

- (1) 学校における人権教育の推進
- (2) 地域における人権教育の推進

変化の激しい社会の中で、子どもたちが自立した個人として心豊かにたくましく生きぬいていくための資質・能力が求められています。

和歌山県の次代を担う子どもたちが将来の夢や目標を実現するために必要な「確かな学力」の定着・向上を図るとともに、変化の激しい社会に柔軟に対応できる資質・能力、コミュニケーション力などを身に付け世界で活躍できる能力などをしっかりと備えた「生きる力」を育みます。

また、「いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月施行）」を受け、「和歌山県いじめ防止基本方針」を策定し、県が総がかりで、いじめの早期発見・早期対応に努めるとともに、道徳教育を充実させ、人を思いやる気持ちや公共心、規範意識等を高めることにより、いじめを未然に防ぐための取組を一層進めます。

さらに、東南海・南海地震などの大地震が近い将来起こることが予想されていることから、学校における防災教育や地域と連携した実践的な避難訓練などを推進します。

特別支援教育の分野では、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築をめざすため、障害のある子どもたち一人一人の教育ニーズに応じた指導や支援の充実を図ります。

【基本的方向 1】における施策の展開

- (1) 確かな学力の向上
- (2) いじめ・不登校等への対応
- (3) 道徳教育の充実
- (4) 健やかな体の育成
- (5) 防災・安全教育の充実、安全・安心な教育環境の実現
- (6) キャリア教育・職業教育の推進と就職支援の充実
- (7) ふるさと教育の推進
- (8) 特別支援教育の充実
- (9) 幼児期の教育の充実
- (10) 国際化に対応した教育の推進
- (11) 教員の実践的指導力の向上
- (12) 学校と地域等との連携・協働
- (13) その他の施策

(1) 確かな学力の向上

《重点的な取組》

◆ 指導方法の工夫改善

- ・ 児童生徒が「学ぶ楽しさ」や「わかる喜び」を実感できる授業づくりを進めることで、学習意欲の向上を図ります。
- ・ 「全国学力・学習状況調査」や本県で実施する「学習到達度調査」の結果を分析し、客観的なデータに基づいて指導方法などの改善を行い、児童生徒の学力向上につなげます。
- ・ すべての教科等において、知識や技能の確実な定着を図るとともに、これらを活用して、思考力、判断力、表現力等を身に付けさせるよう取り組みます。

◆ 学校の組織的な取組

教員同士の学び合いを通じて、「よくわかる授業」「力をつく授業」を実践し、学校全体で学力向上に取り組むことを推進します。

◆ 補充学習と家庭学習の習慣化

補充学習を実施し、基礎・基本を徹底することにより学習意欲を高めるとともに、家庭における予習や復習など、家庭学習の習慣化を図ります。

◆ 高等学校における大学等への進学、就職に向けた学力の向上

高等学校においては、生徒の将来の夢や幅広い進路希望を実現するため、それぞれの学校において大学等への進学や就職に対応できる学力の向上に取り組めます。

◆ 「ことばの力」の育成

- ・ ことばを論理的に組み立てる力やコミュニケーション能力等を育む言語活動を大切に授業を行うなど、教育活動全体を通じて「ことばの力」の育成を図ります。
- ・ 児童生徒の読書活動を促進するとともに、図書館を活用した主体的な学習活動を推進します。
- ・ 望ましい読書習慣の形成や読書に親しむ文化的な環境整備を進めるため、「和歌山県子ども読書活動推進計画」（平成16年3月策定、平成21年3月及び平成26年3月改定）に基づき、学校図書館資料の充実に努めるとともに、読み聞かせや図書の寄贈など、地域における読書に関する様々なボランティア活動や家庭における読書活動とも連携し、幼児期から子どもが読書活動に親しめる機会や環境の充実に努めます。

《成果指標・目標》

指標名	現状	目標 (H30)
勉強が「好き」「どちらかといえば、好き」と思う児童生徒の割合	小学校 (国語) : 52.7 % 小学校 (算数) : 63.9 % 中学校 (国語) : 51.2 % 中学校 (数学) : 53.5 % (H25)	5ポイント向上させる
授業の内容が「よくわかる」「どちらかといえば、よくわかる」と思う児童生徒の割合	小学校 (国語) : 79.6 % 小学校 (算数) : 80.9 % 中学校 (国語) : 68.7 % 中学校 (数学) : 71.8 % (H25)	5ポイント向上させる

内容	目標
「よくわかる授業」の実践	「できた」「わかった」「楽しい」と実感できる授業づくりを進め、児童生徒の学力の定着を図る

(2) いじめ・不登校等への対応

《重点的な取組》

◆ 早期発見・早期対応の徹底

- ・ 教職員は、児童生徒と正面から向き合い、日頃から子どもが発する小さなサインを見逃さないよう努めます。
- ・ 学校は、児童生徒に定期的にアンケート調査や面談等を行い、いじめを早期に発見するとともに、総力をあげて迅速かつ適切にきめ細かな対応を行います。
- ・ インターネット上への誹謗中傷の書き込みは、人権侵害だけでなく、犯罪につながる恐れもあるため、児童生徒がよく利用するサイト等を監視するとともに、問題を早期に発見し、総力をあげて迅速かつ適切に対応します。

◆ 学校への支援体制の充実

- ・ 学校だけでは解決が困難な問題等が発生した場合は、学校、教育委員会、警察、児童相談所、関係機関等が連携し、県が総力をあげて早期解決に向けて対応します。
- ・ 教育相談担当教員やスクールカウンセラー等と連携し、学校内に児童生徒の心のケアを図るための支援体制を確立します。
- ・ 警察等の関係機関と連携し、学校支援サポーターを配置したり、弁護士や臨床心理士等からなる学校サポートチームを派遣したりするなど、組織的な対応に向けた支援体制を整えます。

◆ 未然防止に向けた自尊感情や自己肯定感を高める取組の推進

学校では、学習活動の工夫改善、児童会・生徒会の活性化や部活動等の充実により、児童生徒の自尊感情や自己肯定感を高める取組を進めます。

◆ 情報モラル教育の充実

- ・ インターネットの掲示板等に誹謗中傷を書き込むなど、「ネット上のいじめ」が増加していることを踏まえ、インターネットを利用する際のモラルやマナーについての教育を充実します。
- ・ 児童生徒や保護者、教職員に対して情報モラル講座などを実施し、携帯電話やスマートフォン等の危険性について理解を深めさせるとともに、マナーやモラルの向上を図ります。
- ・ 携帯電話やスマートフォン等のフィルタリングの設定について周知徹底するとともに、家庭でのルールづくり等の啓発を行っていきます。

《成果指標・目標》

内 容	目 標
教職員のいじめに対する意識高揚と早期発見・早期対応のための資質向上	<ul style="list-style-type: none">・ 『和歌山県いじめ防止基本方針』『いじめ問題対応マニュアル』『いじめ問題対応ハンドブック』等を活用し、いじめに対する教職員の意識を高揚させる・ 研修会等を通じて、教職員の早期発見・早期対応できる資質を高める

(3) 道徳教育の充実

《重点的な取組》

◆ 道徳教育の充実

基本的な生活習慣や人間としてしてはならないことなど、社会生活を送る上で人間としてもつべき規範意識、自他の生命の尊重、自分への信頼感や自信などの自尊感情、他者への思いやりなどの道徳性を養うとともに、それらを基盤として、法やルールの意義やそれらを遵守することなどの意味を理解させるための道徳教育を一層充実します。

◆ 豊かな心の育成

- ・ 自尊感情を高め、他人の人権を尊重する気持ちを育み、よりよい人間関係を構築することができるよう、多様な価値観や考えをもつ人々と交流し、自分の気持ちを伝えたり相手の思いや考えを理解したりできる取組を推進します。
- ・ 児童会・生徒会活動を活性化させるとともに、ボランティア活動や職場体験、インターシップ等、積極的に社会と関わる体験的な活動を充実し、異年齢集団等との交流をとおして、道徳的な心情や判断力など、道徳性の育成を推進します。

《成果指標・目標》

内 容	目 標
人権教育や体験活動と関連させた道徳の時間の質の向上	和歌山県の道徳読み物資料集である、小学校『心のとびら』・中学校『希望へのかけはし』等、魅力ある教材を活用し、すべての学校において道徳教育を充実させる
積極的に社会と関わる機会の充実	地域と連携した道徳教育を実施し、公共心・礼節・思いやりのある児童生徒を育成する

(4) 健やかな体の育成

《重点的な取組》

◆ 体育・保健体育授業の充実と運動機会の拡充

- ・ 「体力・運動能力調査」結果に基づく検証改善サイクルの充実を図ることで、学校体育の更なる充実と運動機会の拡充を図ります。
- ・ 体育・保健体育授業の充実とその成果の普及に努めます。
- ・ 運動の楽しさが実感できるとともに、運動習慣の形成を促進する取組の充実を図ります。
- ・ 県が独自に制作した「紀州っ子がやきエクササイズ」(小学生用)と「ダンス」(中学生用・高校生用)を活用し、県内すべての学校において活用が図られるよう伝達・普及を行い、運動好き紀州っ子を育成します。

◆ 基本的な生活習慣の確立

基本的な生活習慣を身に付けさせるために、「早ね・早おき・朝ごはん」運動を推進します。

◆ 食育の推進

- ・ 教職員が十分連携・協力して、継続的かつ効果的な指導が行われるよう、学校の教育活動全体を通じて、栄養教諭を中核とした食育を推進します。
- ・ 給食の時間や各教科等において、学校給食を生きた教材として「食」に関する指導を充実するとともに、学校給食における地場産物の積極的な活用を推進します。

◆ 食物アレルギーを有する児童生徒への対応

食物アレルギーを有する子どもへの対応について、全教職員が共通理解のもと、学校全体で取り組む体制づくりができるよう研修の充実に努めます。

《成果指標・目標》

指標名	現状	目標 (H30)
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果の体力合計点 (平均)	・ 小学校5年生 男子 53.9 点 女子 55.6 点 ・ 中学校2年生 男子 40.2 点 女子 47.0 点 (H25)	・ 小学校5年生 男子 55.3 点 女子 56.2 点 ・ 中学校2年生 男子 42.1 点 女子 48.8 点
子どもの朝食欠食率	0.9 % (H24)	0 %
各市町村の栄養教諭配置割合	43.3 % (H24)	90 %
学校給食における地場産物の使用割合	29.2 % (H24)	40 %

内容	目標
生涯にわたって運動に親しむことができる資質	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果の「1日の運動時間」を増やす

(5) 防災・安全教育の充実、安全・安心な教育環境の整備

《重点的な取組》

◆ 防災教育・避難訓練の充実

- ・ 子どもたちが「生き抜く力」を身に付けるために、すべての公立小学校・中学校において『和歌山県防災教育指導の手引き』を活用した防災教育を行うとともに、より実践的な避難訓練を実施します。
- ・ 地域防災を担う青少年の育成、学校・地域の連携を図るために、毎年、すべての県立中学校・高等学校において「高校生防災スクール」を実施します。

◆ 安全教育の充実

- ・ 通学路における交通安全の確保について、警察等関係機関と連携し、安全対策を進めます。
- ・ 子どもたちの登下校時や学校内の安全を確保するため、地域のボランティアの協力を得ながら、地域社会全体で子どもの安全を見守る環境づくりを進めます。
- ・ 「学校安全教室」等を通じ、学校の安全管理・安全教育を充実します。

◆ 安全・安心な施設環境の整備

学校は、子どもたちが安心して学び、生活する場であるとともに、応急避難場所としての役割も果たすことから、学校等の教育施設の耐震化等、安全・安心な施設環境の整備に努めるとともに、市町村の求めに応じて助言を行います。

《成果指標・目標》

指標名	現状	目標 (H30)
「高校生防災スクール」参加者	1,238人 (H24)	約 7,000人

内容	目標
『和歌山県防災教育指導の手引き』を活用した防災教育の充実	一人一人が自分の命を守るために、主体的に学習し、「自助」の力を高める
「高校生防災スクール」の実施	「共助」に必要な技能や姿勢を身に付けさせる
公立学校施設の耐震化	市町村立学校施設の耐震化率は、現状 (H25) で 93.8% であるが、平成 28 年度に 100% をめざす (県立学校施設は、平成 25 年度に 100% の目標を達成済み)
自転車事故件数	子どもたちの自転車事故件数を減少させる
学校安全教室	学校安全教室における保護者の参加者数を増やす

(6) キャリア教育・職業教育の推進と就職支援の充実

《重点的な取組》

◆ 発達の段階に応じた系統的なキャリア教育の推進

- ・ 各学校において、キャリア教育の全体計画、年間指導計画を作成し、将来社会人・職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力、望ましい勤労観・職業観を育む教育に、小学校段階から系統的・計画的に取り組めます。
- ・ キャリア教育に係る体験的な学習活動（小学校においては職場見学、中学校においては職場体験学習、高等学校においてはインターンシップ）を積極的に取り入れます。

◆ 高等学校における職業教育の充実

- ・ 平成 25 年 8 月に和歌山県地方産業教育審議会から出された「地域活性化に貢献できる人材の育成方策について」の答申を受け、職業教育の充実を図るとともに、そこに示されたキャリア教育・職業教育の推進方策に基づく施策を積極的に進めます。

◆ 高等学校等における就職支援の充実

- ・ 就職希望者一人一人の夢を実現させるためには、まず、生徒に職業や和歌山の企業に興味・関心をもたせることが先決であることから、職業・企業に関する十分な情報提供を行うとともに、企業学習の機会を充実します。
- ・ 早期離職の防止を図るため、学校における面談等を充実し、就職希望者一人一人に職業について十分理解させるとともに、仕事内容や職場の様子を自分で確かめて応募先を決めるよい機会となる応募前職場見学を実施するなど、就職希望者と企業のマッチングを図る取組を推進します。
- ・ 生徒の意向を踏まえた求人確保に向け、関係機関と連携・協力して企業への働きかけを強化します。

《成果指標・目標》

内 容	目 標
小・中・高等学校におけるキャリア教育の全体計画・年間指導計画の充実	・ キャリア教育の全体計画・年間指導計画の作成率を、小・中・高等学校ともに 100% とする ・ より系統的なキャリア教育の実践をめざし、計画の充実を図る
キャリア教育に係る体験的な学習活動の充実	画一的な体験学習活動にとどまらず、より効果的な取組となるよう質的改善を図る
新規高等学校卒業者の就職率の向上	新規高等学校卒業者の就職率を全国平均を上回る割合まで上昇させる
新規高等学校卒業者の早期離職率の減少	企業と就職希望者のマッチングを図ることにより新規高等学校卒業者の早期離職を減少させる

(7) ふるさと教育の推進

《重点的な取組》

◆ 学校におけるふるさと教育の推進

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う観点から、我が国や郷土の伝統・文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育を推進することが重要です。そのため、学校では、本県の豊かな自然や歴史、文化、産業等、また、郷土にある世界遺産、歴史的建造物、先人の偉業、地域の優れた人材等の様々な教育資源を活用した学習活動を行い、地域のすばらしさに気付かせるとともに、地域への帰属意識とふるさとへの愛着を高め郷土を誇りに思う心情や態度を育成します。

◆ 博物館施設を活用した体験学習の充実

和歌山への一層の愛着心をもち、よりよい郷土を作り上げようとする子どもを育成するために、総合的な学習の時間や特別活動、各教科において、郷土にある博物館、美術館、資料館等と連携を図り、子どもたちが主体的に取り組める体験学習を取り入れます。

《成果指標・目標》

内 容	目 標
地域の教育資源や博物館等を活用した学習の推進	地域の人材を活用した学習活動や、博物館等での体験活動を積極的に推進する

(8) 特別支援教育の充実

《重点的な取組》

◆ 特別支援教育の専門性の向上

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向け、特別支援学校では、地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮するための専門性の向上に努めます。また、通常の学級担任を含めすべての教員に対し、特別支援教育や発達障害に係る基礎・基本的な研修を実施します。

◆ 通級指導教室の拡充

障害のある幼児児童生徒一人一人の発達状況に応じた多様な学びの場を提供するため、通級指導教室の拡充とその活用を図ります。

◆ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用

幼稚園・高等学校の体制整備を進めるとともに、すべての学校における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成を推進し活用を図ります。

◆ 社会的自立を見据えた職業教育の充実

- ・ 地域や福祉・労働機関との連携を深め、職場体験実習の充実や職場開拓に努めるとともに、地元企業との連携による就労の促進や定着を図る取組を充実することにより、障害のある生徒の社会的自立を推進します。
- ・ 特別支援学校の職業教育の充実を図るため、教育課程の検討や実習の在り方等について実践研究を行い、成果の普及を図ります。

《成果指標・目標》

指標名		現状	目標 (H30)
幼稚園における校内委員会 ^(注) 設置率		60% (H24)	100%
高等学校における外部相談の活用率		巡回相談 33.3% (H24) 専門家チーム38.1% (H24)	50%
個別の指導計画の作成率	幼	56.4% (H24)	70%
	小	83.4% (H24)	90%
	中	71.9% (H24)	
	高	16.7% (H24)	50%
個別の教育支援計画の作成率	幼	30.9% (H24)	50%
	小	41.3% (H24)	80%
	中	33.6% (H24)	
	高	14.3% (H24)	50%
特別支援学校高等部卒業生一般就労率		15.9% (H24)	25%

内容	目標
特別支援教育に係る研修の実施	5年以内に特別支援教育に係る研修の未受講者0人をめざす
通級指導教室の取組の充実	未設置の県内8市町村に通級指導教室を設置するとともに、効果的な活用を図る

(注) 校内委員会：校長のリーダーシップのもと、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある子どもの実態把握や支援方策の検討を行うため、校内に設置する特別支援教育に関する委員会のこと。

(9) 幼児期の教育の充実

《重点的な取組》

- ◆ **幼稚園・保育所等との連携強化、幼児期における教育・保育の質の向上**
 - ・ 幼稚園と保育所等との連携の強化を図り、すべての子どもに質の高い幼児期の教育を推進します。
 - ・ 幼稚園・保育所等関係職員の資質及び専門性を高め、質の高い幼児期の教育・保育を提供するため、各種研修を実施します。実施にあたっては、相互研鑽の観点から、双方の職員を参加対象とした合同研修とします。
- ◆ **幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続**

子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続を組織的、計画的に推進します。
- ◆ **就学前の教育・保育の一体的推進**
 - ・ 就学前のすべての子どもの教育・保育を一体的に推進するため、行政組織の協力体制を一層推進します。
 - ・ 幼児期の教育と保育を総合的に提供する認定こども園や幼保一元化施設等の設置については、各市町村や設置者が、地域の実情やニーズに基づき、その設置を判断するものであることから、その意思を尊重しつつ求めに応じて支援をしていきます。
- ◆ **特別な支援を必要とする子どもの援助・支援**

特別な支援が必要な子どもがいる場合には、巡回相談や近隣の特別支援学校と連携して一人一人の子どもの状況に応じた援助・支援を行います。

《成果指標・目標》

内 容	目 標
幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の推進	各市町村における幼稚園、保育所、小学校等の連携や交流会、研修会の回数を増加させるとともに内容の充実を図る
幼稚園・保育所等関係職員合同研修の充実	経験年数、ニーズに応じた研修や今日的課題を考慮した、指導方法や支援の在り方等についての研修会を実施する

(10) 国際化に対応した教育の推進

《重点的な取組》

◆ 世界の人々とコミュニケーションできる人材の育成

- ・ グローバル化が加速する中、日本人としての主体性をもたせるとともに、和歌山県の文化・歴史を大切にするなど、自国を愛し、他国を尊重する態度を備えた、世界の人々とコミュニケーションできる人材を育成します。
- ・ 子どもたちが、ふるさとについて英語で学び、ふるさとのよさに気付き、誇りをもって英語で発信していくことができるよう、積極的に取り組みます。
- ・ 小学校では、「和歌山県小学校英語版ふるさと教材」を活用するなど、体験的に英語の音声や表現に慣れ親しむ機会を充実させます。
- ・ 中学校では、英語の授業を英語で行うことを基本とし、「和歌山県中学校英語版ふるさと教材（Wakapedia）」を活用するなど、身近な話題について英語でコミュニケーションできる技能の育成に取り組みます。
- ・ 高等学校においても、英語の授業を英語で行うことを基本とし、英語で自分の意見や考えを、理由をつけて論理的に発信できるコミュニケーション能力の育成に取り組みます。

◆ 国際交流の機会充実

県内の小・中・高等学校の国際交流の機会を充実させるとともに、中・高校生の海外研修・語学留学の機会を充実させます。

◆ 国際理解教育の推進

教科学習により、日本の文化や歴史のすばらしさを学ぶとともに、国際交流など体験的な活動をとおして、互いの文化の考え方を認めあえる態度を育成します。

《成果指標・目標》

指標名	現状	目標 (H30)
高等学校卒業時における英語検定準2級以上の英語能力を有する生徒の割合	20.0 % (H24)	35.0%

内容	目標
英語授業の充実	中学・高等学校で、英語による英語の授業を実践する
英語に係る全国大会での上位進出	全国ベスト8入賞をめざす
国際交流活動の充実	すべての学校で、国際交流の機会をもつ（インターネット等も含む）

(11) 教員の実践的指導力の向上

《重点的な取組》

◆ 研修の充実

初任者研修や教職経験年数に対応した研修を充実し、使命感や責任感、教育的愛情、豊かな人間性や社会性など、総合的な人間力を備えた教員を育成します。
また、校種、職種、教科、職務等に応じた、専門性の向上をめざした研修の充実を図ります。

◆ 教員の実践的指導力向上に関する研究の推進

市町村教育委員会の学力向上等の戦略を具体化するために、「教育センター学びの丘」は、市町村教育委員会と連携して、学校力及び教員の実践的指導力の向上に関する研究を推進します。

◆ 学校のニーズや課題に対応した支援

学校の課題解決を実現するために、管理職の経営力向上のための支援に重点を置きます。その上で、管理職のリーダーシップのもと、教科指導、生徒指導等における学校のニーズに対応した支援を行います。

《成果指標・目標》

内 容	目 標
研修・研究・学校支援の充実	成果の普及を図り、学校での活用度を高める

(12) 学校と地域等との連携・協働

《重点的な取組》

◆ 学校と地域等との連携・協働

子どもを取り巻く様々な課題に対応するため、学校支援を行う「地域共育コーディネーター」「学校支援ボランティア」の活動を広げたり、企業やNPO団体などともつながりを作ったりします。

《成果指標・目標》

内 容	目 標
「地域共育コーディネーター」「学校支援ボランティア」の資質向上	「共育コミュニティ」(注)の活動の充実をめざし、学校と地域が協働して取り組むための「地域共育コーディネーター」「学校支援ボランティア」の資質の向上を図る

(注) 共育(きょういく):「子どもも大人も共に育ち、育て合う」という願いを込めてつくった言葉です。

共育コミュニティ:中学校区程度を活動エリアとして、学校・家庭・地域が力を結集し、子どもたちを豊かに育み、人と人とのつながりを再構築する仕組みのこと。

(13) その他の施策

《重点的な取組》

◆ 高等学校の再編整備への対応

生徒の興味・関心や進路希望の多様化に対応した魅力ある高等学校づくりを進めるとともに、今後の生徒数の減少に対応し、活力のある学習環境づくりを支援するために、高等学校の統合や再編等を進めます。

◆ 小・中学校の適正規模化への支援

教育環境の充実や魅力ある学校づくり等様々な観点から適正規模化を進める市町村に支援を行います。

◆ 私立学校への支援

個性豊かな特色ある私立学校教育が行われていることを評価するとともに、それぞれの学校の教育方針を尊重しつつ、郷土への愛着を育む教育など「元気な和歌山の未来を拓く人づくり」への協力を求めます。

◆ 環境教育の推進

「エコナビわかやま～和歌山県環境学習・環境保全活動の手引き～」(平成 26 年 3 月策定)及び「学校における環境教育指針」(平成 15 年 6 月策定)に基づき、関係機関等と連携しつつ、郷土和歌山の豊かな環境資源や地域特性を生かしながら、環境について正しい理解を深め、環境を大切にし、環境の保全に配慮した行動がとれるよう、環境教育を体系的、効果的に推進します。

◆ 社会生活を営む上で重要な課題への対応

男女共同参画社会の実現に向けた教育、福祉教育、消費者教育、金融教育、法教育など、社会生活を営む上で重要な課題に対応するための学習機会の充実に努めます。

◆ 教育機会均等の確保

- ・ 教育の機会均等の観点から、勉学意欲があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な生徒等に対して、奨学金貸与事業を引き続き実施するとともに、国の就学支援金制度により生徒等の経済的負担を軽減します。また、県立特別支援学校に在籍する児童等については、国の就学奨励金制度により経済的負担を軽減します。
- ・ 私立幼稚園・学校に在学する子どもの就園・就学及び修学上の経済的負担を軽減する観点からも、私学助成その他私立学校に対する支援を行います。

◆ 若者の自立支援

社会生活を営む上で困難を有する子どもや若者の自立を、関係機関と連携・協力しながら支援します。

《成果指標・目標》

内 容	目 標
高等学校の再編整備	・ 生徒の興味・関心や進路希望の多様化に対応した魅力ある高等学校づくりを進める ・ 生徒数の減少に対応し、活力のある学習環境づくりを進める
豊かな環境を守り、受け継ぐ人づくりの推進	ふるさとを愛し、自ら考え、行動できる人づくりを進める

基本的方向 2

地域の活力を育む人づくり

和歌山県の将来を担う青少年が命を大切に、人権を尊び、家族や友人や地域を愛し、社会の一員として自立していくことは、県民すべての願いです。そのため、青少年が豊かな人間性や自ら学び考える力を身に付けるよう、学校、家庭、地域等が協力して取り組みます。

また、地域の発展の鍵となるのは、地域で活躍する一人一人の力であることから、高等教育機関を核とした地域に貢献できる個性豊かで創造的な人材の育成や、国際化社会に対応できる人材育成など、地域の活力を育み、あらゆる分野で活躍できる人づくりをめざします。

【基本的方向 2】における施策の展開

- (1) 家庭・地域の教育力の向上、青少年の健全育成
- (2) 高等教育機関の充実

(1) 家庭・地域の教育力の向上、青少年の健全育成

《重点的な取組》

◆ 家庭の教育力向上

- ・ 子育て中の保護者等を支援する取組として、子育てや家庭教育に関する情報提供及び学習機会の充実を図ります。
- ・ 子育てに不安や悩みを持つ保護者等への取組として、子育てに関する相談体制及び親子や親同士が集える場等の充実を図ります。
- ・ 孤立しがちな保護者等への支援を行うため、地域で支え合う子育て支援体制の確立を図ります。

◆ 地域の教育力向上

- ・ 教育と福祉の連携を図り、子どもが年齢や障害の有無などに関わらず一緒になって活動できるよう、地域の協力を得ながら放課後の安全で安心な居場所づくりをすすめます。
- ・ 授業補助や登下校の見守りなどの学校支援や、放課後・休日の子どもにかかわる地域のボランティア活動を支援します。

◆ 青少年の健全育成

- ・ すべての子どもや若者が、命を大切にする心や思いやりの心を養い、基本的な生活習慣やコミュニケーション能力を身に付けることができるように、学校、家庭、地域が連携して支援します。
- ・ すべての子どもや若者が、異世代との交流、文化芸術やスポーツ・自然などの体験学習、社会参画等を通して豊かな人間性を持った大人へと成長することを支援します。

《成果指標・目標》

内 容	目 標
家庭教育支援事業	家庭教育支援に取り組む人材を養成し、すべての市町村において支援グループを設置する
「地域ふれあいルーム」の充実	「地域ふれあいルーム」に関わるボランティアのスキルアップをめざす

(2) 高等教育機関の充実

《重点的な取組》

◆ 高等教育機関の充実支援とその活用

- ・ 地域社会を支える個性豊かで創造的な人材の育成と、地域の課題に応じた学術研究を促進するため、県内高等教育機関との連携を強化し、研究活動の充実を支援します。
- ・ 教育に関する様々なデータや研究成果を蓄積し、活用するため、高等教育機関と教育委員会の組織的連携・協力体制の強化を図り、高等教育機関の先端的な英知を教育の改善に生かす取組を推進します。

◆ 県立医科大学の充実

公立大学法人和歌山県立医科大学においては、幅広い高度な医療技術と豊かな人間性を備えた優秀な医療人の育成に取り組む一方、先進的医療の研究を推進します。また、県内外の企業や高等教育機関と連携しながら、人材の育成や研究成果の創出を図り、地域の活性化につなげていきます。また、「公立大学法人和歌山県立医科大学中期目標・中期計画」に基づいて行う業務の評価等を通して、教育研究水準の一層の向上、法人運営の改善・効率化を促すとともに、魅力的な大学であり続けるよう教育研究環境の充実を支援します。

《成果指標・目標》

内 容	目 標
地域の課題に応じた学術研究の促進	県内高等教育機関の交流・連携を強化し、高等教育機関の研究活動の充実を図る
高等教育機関と教育委員会との組織的連携・協力体制の強化	高等教育機関と教育委員会との組織的連携・協力体制の強化を図り、先端的な英知を教育の改善に生かす

人生を充実したものにしていく上では、人生の各段階を通じ、必要な知識・技術の獲得をはじめ、文化・芸術活動や生涯にわたるスポーツへの参加など、自己の能力と可能性をさらに高めていこうと望む人々に、その機会が確保されることが重要です。

そのため、生涯学習、文化活動、スポーツ活動などへの意欲や気運を高めるとともに、参加の機会の提供とその充実に努めます。また、貴重な文化遺産の保全と活用により、郷土への愛着と認識を深める取組を一層進めるとともに、「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会」を成功させることはもとより、国体開催を契機に、一層スポーツへの関心を高め、和歌山のスポーツ振興を図ります。

【基本的方向 3】における施策の展開

- (1) 一人一人の学びを実現する生涯学習の振興
- (2) 文化芸術の振興及び文化遺産の保存・活用
- (3) 県民の元気を生み出すスポーツの振興

(1) 一人一人の学びを実現する生涯学習の振興

《重点的な取組》

◆ 「きのくに県民カレッジ」の推進

県及び各市町村やNPO等の生涯学習関連団体で実施している生涯学習関連講座等を、「きのくに県民カレッジ」^(注)へ登録することを推進するとともに、県民の新規入学を奨励します。

◆ 学習成果を生かすシステムの構築

- ・ 社会教育団体やNPOとの連携を深めるとともに、生涯学習の成果等を地域活動・地域づくりに生かすシステムの構築を図ります。
- ・ 地域課題について、住民が自ら主体的に学び、住みよい地域づくりに参画する活動を支援する取組を大学等と連携し、実施します。

◆ 地域の課題解決に向けた専門的人材の資質向上とネットワークの構築

県内各地域の課題解決に向け、社会教育主事等専門的人材の資質向上を図るとともに、近隣市町村のネットワークの構築及び拡大を図ります。

◆ 社会教育施設の充実・活用

- ・ 県立図書館では、すべての県民に対して読書や生活・仕事上の課題解決などのニーズに対応できる資料収集・保存を行うとともに、閲覧、貸出、レファレンスなど館内サービスの充実を図ります。また、図書館司書の専門性を活かした講座の開催や団体・協力貸出等、市町村立図書館や学校・地域文庫等への支援を積極的に行います。
- ・ 県立博物館施設では、館外調査やフィールド調査を積極的に実施し、コレクションや標本、各種博物館資料を計画的に収集するとともに、収蔵品の充実を図り、これらを大切に保管・継承します。また、県民の文化芸術に対する関心と理解を深め、子どもたちの豊かな感性や創造性を育むよう、優れた美術作品や貴重な文化財に触れる機会を提供するため、関係機関と連携を図りながら、計画的に質の高い展覧会を開催します。さらに、学芸員の専門性を活かした展示解説や館内学習を充実するとともに、館外学習や学校との連携による体験学習等を積極的に実施します。

(注) 「きのくに県民カレッジ」：県・市町村・大学・生涯学習関連団体等が連携して、様々な講座等の情報を提供するなど、学びたい人々の学習活動を支援する仕組み。

《成果指標・目標》

指標名	現状	目標 (H30)
「きのくに県民カレッジ」年間講座登録数	804 講座 (H24)	1,050 講座
「きのくに県民カレッジ」入学者総数	5,476 人 (H24)	6,600 人

内容	目標
地域人材の育成	学習の場を提供し、主体的に生涯学習に取り組める人づくりをめざす
学校・家庭・地域の連携協力体制の構築	社会教育団体、NPO、企業等と連携し、ネットワークの構築を図る

内 容	目 標
社会教育関係職員等の資質向上	県内各地域の課題解決に取り組むことを通し、社会教育関係職員等の資質向上を図る
県立図書館の蔵書・館内サービスの充実	県民の課題解決に役立つ資料の収集及び閲覧、貸出、レファレンスサービス等の充実を図る
図書関係機関への支援の充実	広報を積極的に行い、利用者数の拡充を図るとともに、各地域における読書推進に係るネットワークを拡げる
博物館資料収集・調査研究・公開	館蔵品の充実、調査研究、成果の公表を推進する
企画展示、大規模展覧会の開催	県民の知的好奇心や知的探究心の向上につながる企画展示・大規模展覧会等を開催する

(2) 文化芸術の振興及び文化遺産の保存・活用

《重点的な取組》

◆ 文化芸術の振興

県民の暮らしと地域社会のバイタリティの根源を担う文化芸術活動を振興し、「文化で元気」な地域づくりを進めるため、「和歌山県文化芸術振興条例」（平成 21 年 3 月制定）及び同条例に規定する「基本計画」に基づき、優れた文化芸術に触れる機会の創出、文化芸術活動の環境整備の推進、県民の文化芸術活動への参加機会の創出、青少年のための文化芸術教育の推進、国際的な文化芸術情報の発信に取り組めます。

◆ 文化遺産の保存・活用

- ・ 県内の文化財の詳細な調査を実施、正当な価値付けを図り、国・県指定を促進します。
- ・ 県内の貴重な文化財の保存修理・防災対策等を推進、保存・保護を図るとともに、地域活性化に資するための文化財の適切な活用を推進します。

《成果指標・目標》

内 容	目 標
優れた文化芸術に触れる機会の創出と県民の文化芸術活動の支援	<ul style="list-style-type: none">・ 県民文化会館を活用した多様な劇場文化芸術を提供する・ 良質な芸術に触れる機会を創出するため、県立近代美術館において企画展の充実を図る・ 県民の文化芸術活動を支援するため、県美術展覧会を継続して開催する・ 小中学生がプロの芸術家と触れる機会を創出する
文化財の調査の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 次世代に継承すべき文化財について、市町村と連携・協力して、国・県指定や国登録等を推進する・ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録を推進する
文化財の保存・保護・活用	<ul style="list-style-type: none">・ 文化財の所有者、管理者と連携しながら計画的な修復や防災施設等の整備を推進する・ 博物館施設等において、文化財を活用、地域の歴史に関する学習機会を提供し、文化財保護思想の普及・ 啓発を図る

(3) 県民の元気を生み出すスポーツの振興

《重点的な取組》

- ◆ 「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会」の開催に向けた取組と競技力の向上
 - ・ 平成 27 年に開催する「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会」に県民が一体となって参加することにより、記憶に残る真心のこもった大会とするとともに、和歌山の魅力を全国に発信します。また、国体の男女総合優勝をめざして、競技力の向上に取り組みます。
 - ・ 国体終了後も、将来オリンピックをはじめとする国際舞台で活躍できるトップアスリートの発掘・育成に継続して取り組みます。
- ◆ 「全国高等学校総合体育大会（インターハイ）」の開催とスポーツの振興
 - ・ 平成 27 年に開催する「全国高等学校総合体育大会」を、高校生を中心とした県民による積極的な支援活動により心に残る大会とするとともに、和歌山の魅力を全国に発信します。
 - ・ インターハイ開催を機に、広く県民のスポーツに対する興味関心を高め、スポーツの振興を図るとともに、スポーツに携わる指導者の資質能力と中学生・高校生を主体とした競技力の向上を図ります。
 - ・ 本県の高校生が、大会の準備や運営、様々な支援活動に積極的に参加し、高校スポーツ最高・最大の祭典を「自分たちの手で作り上げた」と実感できる大会をめざします。
- ◆ 生涯スポーツの振興
 - ・ 県民一人一人の健康づくりのため、「ラジオ体操」など手軽にできる運動を奨励し、運動習慣が定着するよう促します。
 - ・ 国体で整備したスポーツ施設を活用し、スポーツ合宿やスポーツイベントを開催・誘致するなど、県内外の人々との交流を促進し、スポーツによる地域おこしを各地で推進します。
 - ・ 国体開催を契機に、県民のスポーツに対する関心をより一層高め、スポーツ実施率の向上に取り組みます。
 - ・ 総合型地域スポーツクラブ^(注)の育成やスポーツ指導者の養成、豊かな自然を活かしたスポーツの拠点整備など、スポーツに親しむことができる地域コミュニティの形成に取り組みます。

(注) 総合型地域スポーツクラブ：「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツを楽しむことができる社会を実現するために、地域住民が主体となって、自ら運営・管理をする新しいシステムをもったスポーツクラブ。様々な種目を様々な人々が、その興味・関心、競技レベルに応じて、それぞれのスタイルで楽しめるようになっている。また、スポーツに限らず、社会・文化的な活動も取り入れ、地域コミュニティの形成にも大きな役割を果たしている。

《成果指標・目標》

指標名	現状	目標 (H30)
総合型地域スポーツクラブの育成	26市町 55クラブ(H24)	30市町村 70クラブ
内容	目標	
紀の国わかやま国体	男女総合優勝を果たす	
競技力の向上	国際舞台で活躍できるトップアスリートを発掘、育成する	
スポーツ合宿、スポーツイベントの開催	スポーツによる地域おこしを図る	

基本的方向 4

誰もが主体的に参画できる社会づくり

いかに能力をもち自己研鑽に励んでも、それを生かす途が閉ざされていると希望をもって人生を送ることはできません。また、人口減少社会において活力を維持していくためにも、県民一人一人が主体的かつ自由な選択のもとで積極的に社会に参画できる環境整備が必要です。

したがって、誰もがその能力と意欲に応じて自己実現をめざせるよう、社会参画の機会を充実することにより、一人一人の能力が最大限に発揮できる社会を実現します。

【基本的方向 4】における施策の展開

- (1) 「地域共育コミュニティ」の形成に向けた社会教育活動の推進
- (2) 男女共同参画の推進

(1)「地域共育コミュニティ」の形成に向けた社会教育活動の推進

《重点的な取組》

◆ 「地域共育コミュニティ」の形成に向けた社会教育活動の推進

- ・ 社会教育団体や企業・NPOとの連携を進め、地域住民の自発的な意思を尊重しながらこれまでの取組を活かし、学校と地域との協働がより深まるようなシステムの構築を図ります。
- ・ 地域の人材、高等教育機関、企業、各種団体など、学校外の社会資源と学校が一体となった取組を積極的に推進し、地域の活力と学校の活力を共に高めていけるような「実践的な学びの拠点づくり」を推進していきます。そうした取組の一環として、「地域共育コミュニティ本部」の設置を推進するとともに、それぞれの地域の実情に即した仕組みづくりや具体的な活動の企画・調整を行う「地域共育コーディネーター」の活動を支援します。
- ・ 「地域連携担当教員」や「地域共育コーディネーター」等、学校支援活動にかかわる人々や各種団体を対象とした研修会を開催し、学校・地域の相互理解を深め、連携を密にし、より効果的な取組が行えるようにします。
- ・ 「地域共育コミュニティ」の形成に向けた取組の一環として、地域住民の協力を得ながら学校の教育活動等を支援するボランティア活動を推進します。また、ボランティア活動への積極的な参加を促すことで、人々の自己実現や生きがいづくりを推進します。

《成果指標・目標》

内 容	目 標
学校・家庭・地域の連携協力体制の構築	高等教育機関、各種団体、企業、NPO等と連携し、ネットワークの構築を図る
「地域共育コーディネーター」「学校支援ボランティア」の資質向上	「地域共育コミュニティ」の活動の充実をめざし、学校と地域が協働して取り組むための「地域連携担当教員」「地域共育コーディネーター」「学校支援ボランティア」の資質の向上を図る

(2) 男女共同参画の推進

《重点的な取組》

◆ 男女共同参画センターにおける広報・啓発活動

県民が性別に関わらず、家庭を含む社会活動を主体的かつ自由に選択できるよう、男女共同参画センターにおいて広報・啓発活動を行い、社会的気運の醸成に努めます。

◆ 男女共同参画学習の推進

社会教育事業の様々な学習機会を通じ、男女共同参画に関する学習の推進に努めます。

《成果指標・目標》

指標名	現状	目標
固定的な男女の役割分担意識に否定的な人の割合	53.9 % (H24)	70 % (H28)

基本的方向 5

人権尊重社会の実現

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等です。世界人権宣言に謳われているこの理念は、人類普遍の原理です。

この理念のもと、「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」(平成 14 年 4 月施行)、「和歌山県人権施策基本方針」(平成 16 年 8 月策定、平成 22 年 2 月改定)及び「和歌山県人権教育基本方針」(平成 17 年 2 月策定)等に基づき、あらゆる人権侵害や不当な差別が行われず、すべての人の人権が尊重される社会を実現します。

【基本的方向 5】における施策の展開

- (1) 学校における人権教育の推進
- (2) 地域における人権教育の推進

(1) 学校における人権教育の推進

《重点的な取組》

◆ 学校における人権教育の推進

「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」「和歌山県人権施策基本方針」「和歌山県人権教育基本方針」に基づき、各学校における教育活動全体を通じた人権教育の推進・充実を図ります。

◆ 教職員の資質向上

教職員の資質の向上を図るため、研修機会の整備と内容の充実に取り組みます。

◆ 実態の把握と学校への指導助言

人権教育を推進するために必要な課題の把握に努めるとともに、学校への指導助言を行います。

◆ 人権教育に関する情報発信・普及

各学校における人権教育の取組の充実が図られるよう、指導方法等に関する調査研究を推進するとともに、指導資料を作成し、その活用普及に取り組みます。

《成果指標・目標》

内 容	目 標
研修機会の整備及び内容の充実	人権にかかわる教育課題や指導方法等についての研修を行い、各学校の人権教育担当教員等の指導力の向上を図るとともに、学校における人権教育推進のためのリーダーを養成する
課題の把握及び学校への指導助言	計画的な学校訪問等を通じ、各学校の取組状況や課題を把握するとともに、課題解決に必要な指導及び助言を行い、各学校における取組の充実を図る
指導方法に関する調査研究の推進及び指導資料の作成・活用普及	「学校における組織的な取組」「指導内容・指導方法の工夫改善」「校内における研修の充実」に関する調査研究の成果の普及を図る

(2) 地域における人権教育の推進

《重点的な取組》

◆ 地域における人権教育の推進

「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」「和歌山県人権施策基本方針」「和歌山県人権教育基本方針」に基づき、地域社会における人権についての学習活動の振興と充実を図ります。

◆ 指導者の養成と指導力の向上

地域における人権学習を進めるため、指導者の養成と指導力の向上を図ります。

◆ 指導資料等の作成・活用普及

人権教育・啓発を行う上で参考となる指導資料等を作成し、その活用普及に取り組みます。

◆ 県民の人権尊重意識の高揚と学習機会の整備

依然として、女性や子ども、高齢者、障害のある人等に対する人権侵害や同和問題など、様々な人権問題が発生しています。人権が尊重される社会づくりをめざし、広く県民の人権尊重の意識を高めるための学習機会の整備と内容の充実に取り組みます。

◆ 人権課題の解決に向けた社会教育活動の充実

一人一人が自分らしく生きることができるよう住みよい社会の実現をめざし、人権課題の解決に向けた社会教育活動の充実を図ります。

《成果指標・目標》

内 容	目 標
指導者の養成及び指導力の向上	人権や人権問題についての理解を深め、人権教育を行う上で効果的な方法を身に付けた指導者の養成を図るとともに、指導者のネットワークを構築する
指導資料等の作成・活用普及	地域で人権教育・啓発を行う上で参考となる人権教育資料集や保護者用学習教材を作成し、活用普及を図る
学習機会の整備と内容の充実	地域のあらゆる場において、人権について学び考える機会を充実する
障害者の学習活動等への支援・識字教育の充実	障害のある人の社会参加や学習活動を支援するための取組や識字教育の推進を図る

2 計画の実現に向けて

(1) 具体的な行動計画の推進

本計画で示す「和歌山の教育」の姿を確かなものとし、更なる発展をめざして「動く！和歌山の教育の創造」と題して具体的な行動計画を進めています。

特に、平成24年度から平成26年度の3年間は、この行動計画の基礎期と位置づけ、これまでの取組で明らかになった課題について、重点的に取り組んでいきます。

長期総合計画（平成20年度～平成29年度）

和歌山県がめざす将来像

**「未来に羽ばたく
愛着ある郷土
元気な和歌山」**

教育分野の将来像

「未来を拓くひたむきな人間力を育む和歌山」

第1期 和歌山県教育振興基本計画（平成21年度～平成25年度）

第2期 和歌山県教育振興基本計画（平成26年度～平成30年度）

基本的方向

- 1 子どもの自立を育む学校教育の推進
- 2 地域の活力を育む人づくり
- 3 生きがいをもち、自己実現をめざせる社会づくり
- 4 誰もが主体的に参画できる社会づくり
- 5 人権尊重社会の実現

成果を実感できる教育を実現するために！

教育振興基本計画を推進する具体的な行動計画（平成24年度～平成33年度）

「動く！和歌山の教育の創造」

10年後の姿
～ 教育立県和歌山をめざして～

「動く！和歌山の教育の創造」(平成24年度～平成33年度)

10年後の教育立県和歌山をめざして

行動計画で伸ばす3つの力

生きていくための基礎力

社会の形成者となる力

未来社会を生きる力

9つの教育目標

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| 1 学力の向上 | 6 ふるさと教育の推進 |
| 2 体力の向上 | 7 人権教育の推進 |
| 3 国際人の育成 | 8 道徳性を育てる教育の推進 |
| 4 防災教育の推進 | 9 地域共育コミュニティ ^(注) |
| 5 希望の実現に向けた進路指導 | |

(注) P.47 参照

3つの重点目標

学力の向上

体力の向上

国際人の育成

3年後

基礎期 (成果が見える)

5年後

充実期 (成果を伸ばす)

10年後

完成期 (教育立県和歌山をめざす)

(2) 紀州っ子 学びの5か条

「和歌山県の教育がめざすこと」を子どもたち（および県民）にわかりやすく示すとともに、その実現のために、子どもたち、保護者、学校教職員がどう取り組むべきかを発信するため、「紀州っ子 学びの5か条」を作成しました。

- 1 早ね 早おき 朝ごはん
- 2 授業を大切に 家でもしっかり 予習・復習
- 3 あいさつ ふれあい 思いやり
- 4 きまりやルール みんなで守る 学校生活
- 5 ふるさとを愛し 世界へはばたく紀州っ子

【ねらい】

1 基本的生活習慣の確立

- ・ 体力、学力をつけるには、まずは健康な体づくりが大切です。基本的な生活習慣の定着をめざします。

2 学力の向上

- ・ 学校では、授業を集中して受けることが大切です。
- ・ 家庭では、しっかり予習することや、復習をして学んだことを定着させることが大切です。

3 豊かな心とコミュニケーション能力の育成

- ・ コミュニケーションは、まず、「あいさつ」から始まります。
- ・ 自分の気持ちを伝えたり、相手の思いや考えを理解する能力や態度を育成します。

4 規範意識の高揚

- ・ 当たり前のことを当たり前ででき、社会の一員としての自覚と責任をもち合わせた人材を育成します。

5 ふるさとへの愛着心と世界で活躍できる人材の育成

- ・ ふるさと和歌山への愛着を高め、郷土を誇りに思う態度を育成します。
- ・ 世界で活躍できる人材を育成します。

(3) 市町村・関係機関・関係団体との連携

本計画をより円滑に推進し、めざすべき目標を確実に実現するためには、学校や行政機関のみならず、家庭、地域、企業、NPO等様々な社会の構成員が、それぞれの教育に果たす役割と責任を自覚し、相互に連携・協力を行いつつ、県民が一体となって教育に取り組んでいくことが重要です。

(4) 計画の進行管理

本計画に掲げた目標を確実に実現するためには、取組の成果を客観的に検証し、そこで明らかになった課題等をフィードバックし、新たな施策に反映させることが不可欠です。

そのため、第3章で掲げた成果指標や成果目標の達成度合いや、各基本的方向に掲げた施策の進捗状況について、毎年度、客観的に点検・評価を行い、その結果を翌年度以降の施策の展開に着実に反映させながら、めざすべき目標の実現に向けて努力します。

(5) 計画の周知と県民の意見の把握

(3)にも記述したとおり、目標の確実な実現のためには、県民が一体となって取り組んでいくことが重要です。そのためには、本県の教育に関する現状や課題、目標、施策や取組等について、県民一人一人に十分理解していただくことが必要です。

こうしたことから、本計画をはじめ、県の施策や取組内容等をできるだけわかりやすい形でホームページや広報誌等で情報を発信していきます。

また、県民の意見や要望等を把握し、施策への反映に努めていきます。

(6) 新たな検討が必要となる事項への対応と計画の見直し

変化が激しく先行きの不透明な社会情勢の中で、計画策定時には予想されなかった教育上の課題が新たに生じることも予想されます。

もとより第3章に掲げた成果指標や成果目標の達成に向けて教育施策を推進していくことが基本ですが、教育を取り巻く諸情勢の変化を的確にとらえ、迅速かつ適切に新たな課題への対応を行っていくことも必要となります。

今回の教育振興基本計画は、本県が今後5年間に取り組むべき具体的方策について示すものでありますが、特段の事由がある場合には、計画期間の途中に見直しを行うこととします。

第2期 和歌山県教育振興基本計画

策 定 平成26年3月

発 行 平成26年3月

発行者 和歌山県教育庁教育総務局総務課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL 073-441-3641 FAX 073-432-4517



第2期 和歌山県教育振興基本計画

「未来を拓くひたむきな人間力を育む和歌山」